

3日目 (9月6日)



### 第3回福生市議会定例会会議録（第14号）

平成19年9月6日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	副市長	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部参事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家庭部長	町田 正春君	都市建設部長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸 宏君
監査委員事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野 栄喜君	議会事務次長	藤田 充君	次長補佐兼議事係長	大内 博之君
臨時速記事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第3回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 9月6日（木）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第54号 福生市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第55号 福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第56号 政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第57号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第58号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第59号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第60号 東京都市収益事業組合理約の変更について
- 日程第9 議案第61号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第62号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第63号 平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 平成18年度福生市一般会計決算認定について
- 日程第14 議案第66号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第67号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第68号 平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第69号 平成18年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第70号 平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議案第71号 財産の取得について
- 日程第20 議案第72号 市道路線の廃止について
- 日程第21 陳情第19-2号 後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書
- 日程第22 陳情第19-3号 後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書
- 日程第23 請願第19-1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書

日程第24 陳情第19-4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、  
割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出  
することを求める陳情書

日程第25 陳情第19-5号 「(仮称)東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開  
催に関する意見書提出を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第3回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

P131.132  
の発言の  
取消発言

○議長（原島貞夫君） この際、杉山議員より発言の取り消し申し出がありますので、これを許します。

（3番 杉山行男君登壇）

○3番（杉山行男君） 貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。

昨日の私の一般質問の再質問におきまして、容器包装プラスチックに関する質問の中で資料の読み違いがありまして、事実と異なる発言をしてしまいましたので、それに関する部分の発言の取り消しをよろしく願いいたしたいと思っております。

よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（原島貞夫君） ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。暫時休憩いたします。

午前10時2分 休憩

~~~~~

午前10時7分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度、この際、杉山議員より発言の取り消し申し出がありますので、これを許します。

（3番 杉山行男君登壇）

○3番（杉山行男君） 大変貴重なお時間をいただきまことに申しわけございません。

昨日の私の一般質問の再質問におきまして、容器包装リサイクル協会に関する発言

で資料の読み違い、容器包装リサイクル協会がお金を払って処理委託をしているものを、逆に販売しているような発言をしてしまいましたので、それに関する発言の部分の取り消しをお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

申しわけございませんでした。

○議長(原島貞夫君) ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、発言を取り消すことに決定いたしました。

なお、ただいまの取り消し発言については、後刻速記録を調査の上、議長において措置いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) これより日程に入ります。

日程第1、2日目に続き一般質問を行います。

まず、18番大野悦子君。

(18番 大野悦子君質問席着席)

○18番(大野悦子君) おはようございます。一般質問をさせていただきます。

活性化について、活性化とイベントについて、通告のときに3項目ほど書きましたので、冒頭述べさせていただきまして、まず1点目、第57回福生七夕まつりを終えて、2点目、活性化としてのイベントに期待するもの、そして3点目、福生市の役割、これについては福生市が西多摩の玄関口としての地域性を生かす福生市の役割というようなイメージでお聞かせをいただきたいと思います。

順次質問をさせていただきます。まず1点目、第57回福生七夕まつりを終えてということについて、ことしも福生市の大きなおまつりの一つである七夕まつりが第57回という回を重ね、盛大に行われました。この七夕まつりを終えて、またまちの大きな集客イベントの一つというとらえ方をして、今回も改めて振り返ってみたいと思います。

長雨のあと突然の猛暑、不思議なほど七夕というと暑い日になります。毎年商店街を中心にさまざまな七夕飾りはもちろん、実行委員会等の企画等いろいろと工夫がなされ、取り組みがあったというふうに思います。

まず、ことし57回の七夕を終えてどんなふうにかことしのおまつりをとらえていらっしゃるでしょうか。どのような参加をされたのかお尋ねをいたします。57回の七夕での工夫、人気のあったところ、昨年との変わったところ、現状と評価はいかがだったでしょうか。

次に、イベントに期待するものとしてですが、福生市では季節に合った幅広いイベント、行事がたくさんあります。七夕を初めとする蛍まつりや桜まつりの3大まつり、これら西多摩を中心にかなり広範囲からもお客さんが見えになります。また商業者を中心とする商店街まつりや、青少協の行うイベントなどたくさんあります。活性化と結びつけてこれらをどのように位置づけ、あるいはとらえていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。少し分類というか、整理をしてお聞かせいただけたらという

ふうに思います。

次に、福生市の役割、先ほど申し上げたようなイメージでお聞きをさせていただき  
ます。先月、8月23日に拜島駅自由通路暫定共用開始と橋上駅舎開業式典がとり行  
われました。福生、昭島両市長からそれぞれ冒頭あいさつがあったわけですが、その  
中で西多摩の玄関口というか、入り口としてというような言葉があり、その言葉を印  
象的に覚えております。福生市側からは、北口から南口へ自由に通ることができ、ま  
た店舗もそろい、両市の特徴をイメージした明るいステンドグラスなど便利で使いや  
すくなった自由通路には目を見張るものがありました。

話は戻りますが、申し上げた「西多摩の玄関口」このことに期待される、あるいは  
役割とは何だろうかということでお聞きをさせていただきます。言うまでもなく、こ  
の西多摩の地域としては、福生市から奥座敷の檜原村まで、自治体ごとの特徴等もさ  
まざまだというふうに思います。

福生市でもようやく観光協会ができて2年余り、果たして売り物とは何だろうか、  
何があるだろうかというふうにと考えてみると、なかなか難しいものがあると思いま  
すけれども、一つ視点を変えると、この広い西多摩の地域の中で玄関口としてのイン  
フォメーションであるとか、違った面から役割ということを考える、そんな見方もでき  
るのではないかとこのように思っております。あるいは期待されることもあるのかな、  
そんなふうにも考えてみました。

福生市がまちの特性、あるいは今言ったような位置なり役割、福生でなくてはでき  
ないこと、福生だからできることなど、どんなふうにお考えになっているのかお尋ね  
をします。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) おはようございます。大野(悦)議員さんの御質問にお答え  
をいたします。

活性化とイベントについての1点目、第57回のことしの七夕まつりを終えての感  
想ということでございます。ことしは七夕まつり直前に梅雨が明けまして、猛暑の中  
でまつりが始まり、連日の暑さで日中の人出には若干影響があったと思われま  
すけれども、およそ36万4000人の方にお越しをいただいたということでござ  
います。

このまつりを盛り上げるため実行委員会、特に各部会の皆様方、地元商店街を初め  
地域の皆さん、数多くのボランティアの方々の御協力をいただきましたことに改めて  
感謝を申し上げたいと存じます。

ことしの七夕まつりでは、新たな七夕の企画として、星まつりをイメージした「星  
のパレード」を行ったほか、米軍再編により米軍のブラスバンドチームが解散したた  
め、それに代わるパレードとして地元の福生第二中学校吹奏楽部の生徒さんたちに参  
加をしていただきまして、日ごろの練習の成果を十分に発揮したすばらしい演奏をし  
ていただいて、最終日のパレードに花を添えていただいております。

また、ことしは東京都の観光ボランティアによる英語の案内放送も行いましたが、  
このように福生らしく七夕まつりを盛り上げるため、各種団体や市民の皆様はボラン

ティアとして参加していただいております、一人一人の人が七夕まつりという一つのイベントを通じてさまざまな人とかわり、協力し合って、大きな事故もなく、全体を成し遂げたということへの達成感というもの、これは単なる夏の思い出みたいなものではなくて、もう少し違った形で一人一人の中に残っていくのではないかと、そんな感想も持っております。

それから、2点目のイベントに期待するものでございますが、イベントには集客により最終的に経済の活性化を求めるものと、活動への理解を求めるものとに分類できると思います。また専門業者による営業イベントと市民によるイベントの分けもできるとは思います、多くの市民の方の協力によって行われている七夕まつりや桜まつり、蛍まつり、福祉まつりなどのイベントは、地域を越えた人のつながりや活動に対する理解を生み、それが大きな輪になっていくという地域の活性化というくくりの中で一つの手法として考えていくことができるのではないかと、またそういう手段として使っていくことができるのではないかと、こんなふうに思っております。

それから、3点目の西多摩の玄関口という話でございます。実は開通式のときに、40万人の西多摩の入り口であり、出口である拝島駅というお話をさせていただきました。それはあそこに降りる人たちが、あの駅にどんなイメージ、あるいは雰囲気というものを覚えるかによって入ってくる、それから出ていく、それぞれの活動といったようなもの、あるいは西多摩に対するイメージといったようなものをあそこでつくられていくのではないかという思いがあるからでありまして、そういう意味では、拝島駅の完成というのは非常に大きな意味があるのではないかと、こんなお話をさせていただいたわけでございますが、いずれにしても、市内にはこの拝島駅を初めとして、先日の日米友好祭の最寄り駅となりました牛浜駅、そして七夕まつりが行われる福生駅、東福生駅、熊川駅という五つの駅がございまして、福生は西多摩への観光の出発点という感じを持っていると思います。

さらにまた、観光分野における福生の特徴は、それぞれの駅からそれほど時間をかけることなく、酒蔵を中心にした落ち着いたたたずまいや多摩川などの自然環境、そして国道16号線沿線に連なる外国をイメージさせる商店街などに行くことができ、違った雰囲気の観光を楽しめるコンパクトにまとまった観光地としてとらえることができます。

福生は、西多摩地域のほかの観光地では味わえない雰囲気を持ったまちでもございます。現在の福生市が置かれている広域的な環境は、首都圏中央連絡道が中央自動車道と接続し、国道16号線の拡幅や、拝島駅自由通路整備も進んでおりまして、利便性はますます高まっていくというふうに思っております。

こういう意味では、福生のみという中で観光の問題を考えることではなくて、広く西多摩全体、あるいは多摩全体みたいなところとの関連を持たせながら、広域的な視点を持って、今後福生を起点に西多摩全体の観光といったような、そういった結びつきが得られるような、そういった意味では近隣市町村や観光協会と連携した取り組みをさらに進めていかななくてはいけないのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

以上で大野（悦）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。再質問を何点かさせていただきます。

まず七夕について、昨年との変化、ざっとお聞きをしたのですけれども、ことしの特徴としての飾り付けについてもう一度お聞きをしたいと思います。毎年江戸川から友人がカメラを持って七夕の写真を毎年撮りにきてくれます。福生駅の西口通りから主にですけれども、市役所通り、そして銀座通りと一緒に歩きながら飾り付けの数とか、それからことしのテーマだとか、いろいろなものを見ながら一緒に歩きます。ことしのそんな特徴についてちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それから、市民模擬店について、最初から比べ年々数が減っているということが大変気になっているところで、ことしの募集の方法、あるいは応募状況がどんなふうだったかお聞かせいただきたいというふうに思います。

一時、最初、始めたころより数が半分ぐらいになったことがありました。ここで少し盛り返しているような状況はあると思いますけれども、参加者の状況、あるいはリピーターは何団体くらいだったのか、それから参加費と、現在は始めたころとどんな変化があるのかお聞かせください。

それから、例えば前年の参加者に対しての御案内のようなものというのはやっているのか、最初は140ぐらいだったかなというふうに記憶があるのですけれども、もともとこの参加団体に対してはどのぐらいの数を想定をしているのかをお聞かせください。

また、他市町村からのお客様については、大体西口通りや銀座通りの飾り付けを中心に市役所通りの模擬店を歩くのが主なコースとなっているように思います。それから目的とする、例えば知っている人がいる、そういう方が出場するようなイベントなどにたくさんの方がいらっしゃるようですけれども、西口、銀座通り、市役所通り、またこれら以外のところをどのように、福生の七夕まつりとして考えていらっしゃるのでしょうか。例えば西口の反対の東口とかほかの各商店街について、それぞれ取り組みをされていると思いますけれども、どのようなことが考えられているのか、あるいは検討されていることがあるのか、お聞かせください。

それから、ケーブルテレビでいつも福生の七夕まつりを大変丁寧に長時間放映がされますけれども、そのときに民踊パレードが放映をされまして、ことしも知っている方がたくさん出ていました。その中で例えば踊る曲目や流しのコース等が、曲目については例えばもっと現代的なものはやらないのかとかいろいろな、曲目をただふやせということではなくて、そんな声も聞くのですけれども、それでコースについて、かなり長いコース、あるいは例えば舞台上で踊るとか、そんなような検討もされたことがあるのかどうかお聞かせください。

それから、今さらと言われるかもしれませんが、例えば実行委員会やさまざまな部会に対して準備が進められていくということをお聞きをしましたけれども、継続されていくもの、あるいは新しい取り組み、企画などがあった場合、先ほどの話も含めてですけれども、どんなふうにそういうものが検討課題として上げられていくの

か、そこら辺もお聞かせください。

それから、今回の七夕まつりでは、今年の産業祭で発表のあった福生の名物、名産コンテストの入賞作品が販売をされたということで、新聞等でごらんになった方が多いようで、結構私なども聞かれたことがあります。そこでひとつ「福つかみ地蔵」というのが200円で売られたそうなのですが、180個売れたというふうに聞いております。製作者のところにもたくさんの問い合わせ、あるいは品物を求めることが多かったというふうに聞いております。

このことを見ても、具体的な扱いというのが福生市ではなく商工会というか、観光協会でも福生の名物、名産ということなので、前回もこの商品というか、品物についてということをお聞きをしたのですが、いろいろな機会をとらえてPRということをしていただいたというふうに覚えております。

このような反響を見ましても、もっと多く市民の方に知らしめる、利用していただくということを積極的に考えたらというふうに思いますが、そこら辺のところをどのようにお考えでしょうか。前回お話をいただいたこの間の変化、PRや売り上げ等がわかりましたら教えてください。

以上、再質問といたします。お願いします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 再質問につきましてお答えをいたします。

初めに、飾り付けについてでございますけれども、ことしは各商店や一般市民の方の七夕飾りが約140本飾り付けられました。ことしの特徴といたしましては、西口駅前の飾りにライトアップを施し、また銀座通りではボランティアの方や保育園の園児によります竹飾りを飾っております。一層華やかさが出るような工夫をいたしております。

なお、PTA、保育園など13団体により16本の竹飾りの作成や、ボランティアにより25本分の、筒状の飾りでございますけれども、作成するなど多くの市民の方に七夕飾りに参加していただいております。また壁面飾りでございますけれども、昨年より1カ所多い9カ所で飾られております。

次に、模擬店関係等についてでございます。市民による模擬店は、当初102店舗の参加申し込みがございましたが、当日のキャンセル等がありまして、最終的には昨年並みの92店舗が出店されました。

募集方法につきましては、4月から4回広報に載せるとともに、ホームページにも掲載し、また市内の各駅や市施設に募集ポスターを掲示し、さらに町会長協議会にも参加の依頼を行っております。また、ことし新たに模擬店の看板コンテストを実施いたしまして、見た目の華やかさも加わったものと思っております。毎年参加いただいている市民の方も多くおりますけれども、約5割の方がリピーターとなっております。

なお、出店者負担金につきましては、道路使用料を含めまして、昨年同様でございますけれども、6000円を負担していただいております。また前年の参加者への案内につきましては、特に行っておりません。出店数につきましては、ここ数年の実績から100店舗を想定し、募集の際には募集数を130店として広報しております。

また、市民模擬店のほか駅前通りや銀座通りの商店も独自に模擬店を出店いたしま

して、観光客の方が回遊できるような状況をつくるとともに、ことしは牛浜駅構内にも飾り付けを施しまして、また東銀座商店街でもイベントを行うなど集客に努めたところでございます。

次に、民踊パレードについてでございますが、福生よいとこ、福生音頭、交通安全音頭、福生七夕音頭の4曲で踊っていただいております、曲数をふやすことは現在は考えておりません。流し踊りにつきましては、2年ほど前になりますけれども、曲数やコースなどを検討するため参加団体に意見を聞いております。その結果は現在の時間、コースがよいとの意見が多く、従来どおりの形態をとっているところでございます。

次に、七夕実行委員会等での進め方ですが、前年の10月から実行委員会が開かれまして、各部会全体では延べ15回を超える会議がもたれております。実行委員会各部会には商店街の方も参加いただいております、さまざまな企画が練られ、実行に移されております。

イベント部会では星のパレードが新たに企画され、模擬店部会では看板コンテストを企画し、優秀な3店舗には翌年の優先出店権が与えられております。また飾り付け部会では筒状の飾りづくりを企画いたしまして、福生学園や学童クラブ、第五小学校などの園生、児童に飾りつけなどのお手伝いをいただいております。

次に、名物、名産のPR関係でございます。名物、名産の地場商品のPRにつきましては、商工会では昨年決定後、ホームページでの紹介や、ちらしやポスターの作成を行っております。またことしの5月に新宿で行われました東京物産一品見本市に出店するなど積極的なPR活動を実施しております。市でも市内の施設にポスターを掲示したほか近隣の温泉施設にも掲出をお願いしております。

また、売り上げの状況ということでございますけれども、各個店の状況はわかりませんが、東京物産一品見本市に出店した際には、全体で約37万円の売り上げがあったとのことをお聞きいたしております。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。もうちょっとお聞きをさせていただきたいのですが、先ほどの模擬店関係で、昨年同様、警察への道路使用料も含めて6000円ということなのですかけれども、この6000円というこの金額に対してのいろいろな御意見なり何なりということはないのかどうか、もう一度これをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、リピーターについて、模擬店に参加された方について特に御案内をしていることはないというふうに今言われました。もう一つ別な、秋に行っております例えば農地ウォークとかがあるのですけれども、いつも参加をさせていただいております。こういうことに対しては、例えば参加の方に対して、参加の申し込みをお願いをすることではなくて、何らかの形で御案内というのをしたらどうかというふうに私は思うのですけれども、もう一度リピーターというものについてのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。やはりつながっていくということは大きく広がっていくことにもなると思っておりますので、そこら辺のお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） まず、6000円の金額の関係でございますけれど

も、申し込みをいただいた時点におきまして、道路使用料を含めまして6000円御負担をいただくと、そういうことで説明をしてございます。特に事務局の方には6000円に関する御意見は、現在いただいてないというふうに思っております。

次に、リピーターということでございますけれども、例えば七夕をとってみますと、参加いただいている団体等の方も大変例年御協力をいただいて七夕まつりを盛り上げていただいているというふうに思っております。

また、出店者を見てみますと、七夕まつりだけではなく各種の行事、あるいは地域での御活躍されている方も多く、大変心強く思っております。七夕まつりにおいても今後も協力をいただけるような連携をさらに持っていきたいというふうに思っておりますけれども、現在、前年度の参加団体につきましては、特段案内等を出してございません。こういったことをさらに盛り上げる意味でも、そういったことに少し工夫をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○18番（大野悦子君） いろいろありがとうございました。6000円という金額はどうかというふうに、警察への道路使用料を払うからと言っても、個人の負担の6000円には変わりはないわけで、ちょっとどうなのかなというふうに、高いのではないかなというふうに私は思っております。

それから、参加者に対しての御案内というのは、なかなか事務局に直接いろいろな御意見をお出しすることはちょっと大変かなという思いもありまして、こんなときにいろいろな御意見を聞くように、アンケートみたいな形も取れるかなというふうに思いますので、ぜひそんなことも工夫していただけたらというふうに思います。

それから、私事ですが、銀座通りにテントを張らせていただいてことしで6回目になったのですが、初めのころはちょうど福生駅から志茂の信号のあたりで見えますと、本当に人が見事にUタウンをしてしまう、でもこのごろ、例えば牛浜駅で降りて下さったお客さんはやはり銀座通りを歩いて、福生の駅の方へ向かって歩いてくださるのですね。

だから、そういう意味で人の流れというのはとても大切だし、ああいう工夫というのはぜひこれからもやっていただきたいなと、いろいろな検討を、あそこだけではなくいろいろな人が通る流れの仕掛けをするというようなことについていろいろと工夫をしていただきたいなというふうに思います。

いろいろな、せっかく本当にお金をかけて、人をかけてやるいろいろな行事、イベントですので、ぜひとも内部の活性化と、それから外へのPRということで、福生市のPRとともにぜひともこれからも頑張ってもらってやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、12番阿南育子君。

（12番 阿南育子君質問席着席）

○12番（阿南育子君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきますと思います。

私からは大きく3点、教育行政についてと、生活交通対策、その後の進捗について、そして市民参加・参画についてということで伺います。

まず、1点目の教育行政についての1点、学力調査の目的の確認と現状についてです。毎年、東京都教育委員会が行っています児童・生徒の学力向上を図るための調査で、昨年よりことしと少しずつ点数的にも成果が上がっているようですけれども、福生市では日本語学級の生徒や不登校の生徒なども排除せずにきちんと対象にしているということですが、順位が毎年報道されてしまうので、表面的な点数とか順位が一人歩きをして問題視されてしまうところがあります。ここでそのいわゆる学力調査の本来の目的を確認したいと思います。学力調査の目的とは何かということをも1点目の質問といたします。

また2点目として、その目的に照らしたときに、福生市での現状はどのようになっているのでしょうかということをお聞きいたします。

それから2番目として、次に点数から見える学力以外の教育環境についてですが、この外力調査は主要4科目、小学校ですと国語、算数、理科、社会、また中学校では5教科ですよね。国語、数学、理科、社会、英語となっていると思いますが、これを対象に行われていると思いますけれども、これ以外の教科や、教科以外の活動など全体的な教育環境はどうなっているのでしょうか。体育、美術、音楽、技術家庭などの教科は主要科目と同じように大事で、人としての可能性を広げ、幅をつくる科目であると思います。それらの教科の現状はどうでしょうか。先生の確保はできていますでしょうか。これを3点目の質問といたします。

また、教科以外の部分でさまざま取り組まれていると思いますが、どのようなことが行われているのでしょうか。昨日は職場体験のことが取り上げられておりましたが、部活動なども含め頑張っているところはたくさんあると思いますけれども、少しどのようなことが行われているか御紹介ください。

教育行政については、まずこの4点をお聞きいたします。

次に、2点目の生活交通対策、その後の進捗についてでございます。

生活交通対策というのは私が勝手につけた名前なのですが、いわゆる福祉交通網の整備というようなことで検討がなされているかと思えます。昨日の堀議員さんからも御質問があり、重なってしまいますが、6月にもお聞きして、その後の進捗ということで、どのように進んでいるのかということをお聞きしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

そして3番目、市民参加、市民参画についてです。

1番目として、基本構想づくりの市民参加について、次の基本構想をつくっていく時期が来たということで、市の広報にも、これからの福生を考えようということで、市民の会議をつくるという公募が載っておりましたけれども、未来の福生市がどうあるべきか、市民の意見が反映された基本構想づくりが必要だと思えますが、どのようなスケジュールで次期基本構想がつくられる予定なのか、そこへの市民参加、市民参画はどのようになっているのかをお聞きいたします。

そして2番目として、自治基本条例づくりの進捗状況についてです。市長はこれま

で施政方針やさまざまな場面で自治基本条例づくりについて言及されておりますけれども、こちらの方の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

以上2点ですね。全体では何点かありましたが、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めの教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

次に、生活交通対策、その後の進捗についてですけれども、昨日堀議員さんの一般質問でもお答えを申し上げましたとおり、現在社会福祉協議会が実施している福祉センターへの送迎バスの便数増などでの活用について、社会福祉協議会と検討を進めております。

現在、実施事例の検討、あるいは法律的な面での検討を進めておまして、関東運輸局東京運輸支局から法律面での指導などを受けております。1日も早く高齢者、障害者の方々や妊産婦、小さな子どもをお持ちの方などに、交通弱者の方々のための移動手段を提供するための試行実施に取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、市民参加・参画についての1点目、基本構想づくりの市民参加でございます。現在の第3期総合計画が平成21年度で終了いたします。平成32年度を目標年次とする平成22年度からの第4期総合計画策定に向けまして、今年度から基礎調査や市民会議の設置などを行ってまいります。

策定スケジュールですが、今年度、基礎調査及び現在多くの市民の方の参加をお願いしております(仮称)基本構想市民会議を設置してまいります。この基本構想市民会議では、福生のこれからの夢を語っていただくこと、あるいは10年後の福生市のあるべき姿を検討していただくこと、そういった意味での市民提言をできるだけたくさんいただきたいと思っております。20年度には、公募市民を含む基本構想審議会を立ち上げ、基本構想市民会議の提言を参考に、基本構想の御検討をお願いいたします。答申案につきましては、年度末ごろにパブリックコメント手続きを実施し、その後答申していただく予定としております。21年度では、基本構想案を議会に御審議をいただき、また基本構想に基づく基本計画の策定、パブリックコメントの手続きの実施、議会への御説明等をしてまいりたいと考えております。

市民の方々には、基本構想市民会議や公募市民委員としての基本構想審議会への参加、また基本構想や基本計画案へのパブリックコメント手続きの際の意見などによりまして、総合計画策定に大いに参加・参画をしていただきたいものだと、そんなふうに思っております。

次に、2点目の自治基本条例づくりの進捗状況ということでございます。今までお話をしてまいりましたように、自己選択、あるいは自己決定、自己責任という考え方、いわゆる自立、自治というものの理解を深めまして、その上で互助、協働を理解して行動することがまちづくりや市民の幸せにつながる道であると、そんなふうに思っております。

そのような過程では、市民参加条例、あるいは自治基本条例のような市民参画、あるいは市民自治の基本的なルールが必要になるというふうに考えておりました、このようなルールを全市民のものとするために、どのような過程でどのようにつくり上げていくことがよいのか等について、庁内のプロジェクトチームで検討させました。

検討結果では、まず市政出前講座、今進めておりますけれども――活用、そういったもの、あるいは市民、市民活動団体の方々との情報、あるいは意見交換などをさらに進めまして、市民一人一人の意識、あるいは職員の意識というものを高めていく必要があるとしておりました、現在、いわゆるこれらの環境醸成を進めているところでございます。

また、基本構想市民会議では、将来の福生市のあるべき姿を検討していただくこととなりますが、そこでは市民や行政、NPOなどの役割分担も議論されることとなり、市民自治のあり方、あるいはルールなどにも話が及ぶものと思います。そのような一つ一つの議論が積み重なり、あるいは協働が進む中で市民自治のルールというものも明文化されてくるのではないかと、まとまってくるのではないかと、そんなふうに思っております。

以上で阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

御質問の東京都教育委員会が実施をいたしております児童・生徒の学力向上を図るための調査につきまして、昨年度は本年1月に小学校5年生、中学校2年生を対象に実施がされております。その結果につきまして本年6月に、御案内のとおり各学校ごとの集計結果と、児童・生徒には個人票が戻ってきております。

御質問の本調査の実施に当たりましての目的でございますが、2点が上げられております。その1点目といたしましては、児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図ること、2点目としては、各教科等の目標や内容の実現状況を把握し、指導方法の改善、充実に生かすことといたしております。

したがって、本市におきましては、本目的に照らし、御指摘のような受験者の答案を採点から除外するとか、集計から外すといったような事実はなく、本調査を受験いたしました全児童・生徒の答案を回収の上、東京都教育委員会に提出をし、受験をした児童・生徒のすべての結果を得たところでございます。

市教育委員会としましても、本調査結果を分析し、調査目的にありますように児童・生徒の学習状況の把握とともに学校や教員が今後の授業展開において本調査結果を生かせるよう、各学校におきましては授業改善推進プランとして練り上げ、それぞれ教育委員会に報告をするとともに、同プランを保護者に対しましても学校だよりや学校開設のホームページ等で公開するよう指導いたしたところでございます。

次に、この児童・生徒の学力向上を図るための調査の対象にはなっていない教科、あるいは各学校におけます教科指導以外の活動につきまして御説明申し上げます。調査対象外の教科は音楽、美術、保健体育、技術家庭がございまして、これら教科の重要性については、ただいま議員御指摘のとおりでございまして、これら教科の時間に

おきましては豊かな情操、健康の増進、体力の向上、生活を工夫し、向上する能力等の育成が図られております。指導に当たる教員につきましては過不足なく配置をされ、バランスある人材教育を目指しております。また教科以外の教育活動といたしましては、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間がございます。

このうち道徳教育は、全教育活動を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目指して行われております。さらに毎週1時間ある道徳の時間では、全教育活動におけます道徳教育を補充、深化、統合し、道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力の育成を図っております。

特別活動は、望ましい集団活動を通じて自己を生かす能力を養う活動で、学級活動、生徒会活動、学校行事がございます。このうち学校行事には各学校で熱心に取り組んでおります体育祭や合唱コンクール、修学旅行等が含まれております。

総合的な学習の時間では、問題解決能力や学び方、ものの考え方を身に付け、生き方を考えること等をねらいといたしまして環境、情報、国際理解等の課題を設定をしながら、各学校の創意工夫ある教育活動を行っております。

さらに、中学校では運動や文化芸術活動等同じ興味、関心を持った生徒による部活動が行われております。盛んな部活動では休日も返上し、熱心に活動し、ブロック優勝や都大会出場、コンクール入賞等めざましい成果を上げ、活動する生徒たちの励みになっているところであります。

以上のように学力調査対象の教科とともに、いわゆる実技系の教科や教科外のさまざまな教育活動も含め、有機的に組織をされた教育課程に基づきまして、各学校においてはこれら全教育活動を通じて児童・生徒一人一人の人間として調和のとれた育成を図っているところでございます。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（阿南育子君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

質問の順番にさせていただきます。1点目の教育行政についてですけれども、学力調査については目的が2点お示しいただきまして、児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るということと、各教科などの目標や内容の実現状況を把握し、指導方法の改善、充実に生かしていくということで、対象者は福生市の小・中学校に在籍する児童・生徒すべてであるということだと思っております。どの子もすべて対象にするということによって福生の小・中学校ではどのようなポイントで指導していけばいいのかをあぶり出すためにやっていることと思っております。

情報公開は大事とはいえ、いたずらに順位だけが報道され、自治体がランキングされてしまう現状は非常に問題だと思っております。また日本語学級、これは外国からきた児童・生徒が日本語をある程度習得して、普通の学級に編入していけるようにということで設置されているものだと思いますが、そういった生徒も、通訳を交えるにしても、同じ時間の中で日本語の問題を解かなければならないということの一つとってみても、こういうところからは例えば何が見えてくるのかということ、もっと通訳が必要だということだったりするのではないかと思います。そういったことに対して

東京都は対策してくれているのでしょうか。

福生市が日本語学級の生徒や、さまざまな問題を抱える子どもたちをすべて同じように扱っているということは、福生に住む子どもはみんな福生の子どもたちだということで、分け隔てない対応をして、子どもたちの教育が取り組まれていることのあらわれだと思います。特にこれからますますグローバル化へ向かう時代で、外国から来た子どもたちや、家庭を市民の1人という視点で対応していくことは非常に大事ではないかと思えます。

例えばイギリスなどでは、どんなに郊外の学校でもクラスの4分の1はいわゆる白人以外ということで、移民を受け入れてきた国である特徴と思いますが、これからこの国でもある程度そうなっていくとされています。福生市では都内でもまだ数少ない日本語学級が設置されており、外国の方が市民となったときの対応もできるということは、国際化が進み、子どもたちへもいろいろな国の文化に自然に触れる機会が多いまちという特徴を持っていると言えるので、すべてのことはいいことにつなげていく気持ちで、さらに日本語学級の教育環境も整えていくことも含め、頑張りたいと思います。この学力調査の目的や結果のとらえ方など十分に説明が行き届いて、本来の意味が生かされるように配慮いただきたいと思えます。

また、どの子ども子どもたちが豊かな未来を描き、そこに向けての道が開け、実現していくことができる社会づくりは社会そのものの未来づくりでもあり、国、東京都はもちろん子どもたちにとって一番身近で生活するまち、基礎的な自治体の責任でもあります。

福生市で教育を受けた子どもたちが国際的にも活躍するような人材へと育ていき、また福生のまちづくりの担い手として将来登場してくるさまざまな場面を想像すると、こんなに大事でやりがいがあり、手のかけがえのある事業はないと思えます。

しかし、東京都が実施した調査でわかった各市の状況や対応策については、各市の財政状況によって余りに差が出てしまっておかしいと思えます。各市の財政状況がそのまま教育の格差にあらわれてくるというのではいけないので、結果は東京都につなげ、十分な対策ができるようにぜひ強く働きかけていただきたいということをまずは要望とさせていただきます。

また、専科の先生についてですが、先ほどの御答弁では過不足なくということでしたが、東京都の規定の上でその学校のクラス児童・生徒数によって教職員の数が決まっていますので、その上では不足していないという意味かと思えますが、昨年度の子ども議会で四小の児童から「四小には図工の先生がいないので、図工の先生が来てくれるようにしてください」という訴えを傍聴席でお聞きになった、七小を定年退職する予定だった図工の先生が嘱託でお残りになり、四小に勤務されていると聞きました。そのため逆に七小には図工の先生がいなくなってしまったという訴えを保護者の方から聞いております。実態はどうなっているのか、中学校は科目ごとの専科ですので確保は当たり前として、小学校においては具体的に専科の先生の配置の状況はどうなっているのでしょうか。再質問としてお聞きいたします。

先ほども言いましたように、専科の教科というのはその子の持つ可能性を基礎学力

のような点数にはっきりとあらわれるところではない分野で、個性を大事にしたり、自己を肯定化につながる結果が出せたりといったことが、逆に基礎学力の点数の部分にいい影響を及ぼすということもあると思います。今後どのようなことをやっていく予定があるのかお聞きいたします。

それから、教科以外のことですが、大きな意味を持つのが部活動だと思います。しかし、部の活動費に関しては個人の家庭の負担によるところが大きく、子ども自身の希望に対して御家庭によってはなかなか負担が厳しいというところがあると思います。専科の教科と似たところがありますが、運動や芸術にかかわるような分野こそ家庭の経済力とは関係なく才能が授かっているものであるのに、才能を開花させるにはある程度手をかけ、お金もかけということになるかと思えます。ここでも格差社会の影響がダイレクトに出るところではないかと思えます。

部活動に対しても最低限活動ができるような支援をし、どの子も部活動での大事な体験や自分の能力を発揮するきっかけを得られることが必要だと思いますが、どのような支援策を講じているのかお聞きをいたします。

それから、2点目の生活交通対策その後の進捗ということで、6月から3カ月経ちまして少し具体的になってきたのかなという印象です。既存の交通のものを使ってということで、福祉センターの送迎バスを何とか運用できないかということでいろいろ奔走していらっしゃるということをお聞きいたしました。

福祉というどうしても対象が限られてしまう感じがありまして、どこまで対象に入れるかというような話題になっていくかと思えます。そういったことをやはり生活交通対策ということで、ぜひ少しでも幅広い人たちが利用できるように、何とか運用の幅を広げていい対策ができたならというふうに考えておりますので、あえて私は生活交通対策というふうに名前を付けさせていただいて取り組んでおるところでございます。

試行をするにもお金がかかることだと思いますし、それを市民の皆さんとどこまで共通していくかということがやはり成功のポイントだと思いますので、だめを引き出すための試行ということはある程度得ないと思えますが、ぜひ成功に導くためにはどういったことがあるのか、十分に準備をし、また6月にもお願いしましたが、市民の皆さんとの情報共有や意見交換など十分にさせていただいて、みんなで考えていける交通対策ということでお願いしたいと思っております。

重ねて申し上げますけれども、先ほどの大野悦子議員の質問の中でも拝島駅の話が出ておりましたが、橋上駅舎ができて、自由通路ということで駅のあっちとこっちを行ったり来たりすることができるようになったのですけれども、まだバリアフリーが完成しておりません。バリアフリー化されているのは5駅あるうちの福生駅だけということで、そこへの足の確保ということは、6月も申し上げましたが、本当に毎日の生活の中でも大事な生活の足の確保、大切な視点になっております。

駅の近くの皆さんからたくさんの要望が出ているということは、やはりそういった方がどこの駅の周りにもたくさんいらっしゃるということで、牛浜駅に限らず東福生駅、熊川駅、そしてもちろん拝島駅は予定の中で進んでおりますけれども、バリアフ

り一化を進めていただくということもぜひ進めていただきたいということと、あとそれまでの生活交通対策という意味で、循環バスなり、コミュニティバスなり、この送迎バスの運用ということをごままでできるかということをごまま頭の中に入れていただきながら進めていただきたいということをごまま切にお願いを申し上げます。

それから、3点目の市民参加・市民参画についてですが、この会議、基本構想づくりの会議ですね。基本構想市民会議（仮称）ということで始めていきたいということなわけですが、この会議へたくさんの、そしてさまざまな分野というか、いろいろな主体の方が参加して、さまざまな意見が出るというふうなふうに思っておりますが、たくさんの市民が参加しやすい工夫というのはどのようにお考えでしょうか。

先ほどのお話の中で、出前講座を利用してということなど話されておりましたけれども、そういったことも含めて、それはあれですね。市民自治を広げるという点だったかもしれませんが、出前講座というのは市民の方から申し込まれてやるものではないのかなと思うわけですが、その申し込みを待っていても市民自治はなかなか広がらないかもしれないわけなので、もっとやろうとする側である行政の側が市民の方へ働きかけていくということが必要ではないかと思うわけですね。そういったことも踏まえて、たくさんの市民が参加しやすい工夫ということをお聞きしたいと思います。

それでは、それで再質問にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○参事（川越孝洋君） それでは、阿南議員さんの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、小学校の専科教員の配置状況でございますが、本年度市内小学校におきまして理科で7名、音楽で7名、図工で3名の配置をしておるところでございます。現在学校における専科教科等の指導の充実を図るための施策としましては、理科支援配置事業や水泳指導補助員、特別支援学級の指導補助員、芸術鑑賞教室事業等を行っているところでございます。

今後は、教育長答弁にもありましたように、児童・生徒の学習状況調査などから授業の指導補助員等の配置事業を充実させ、議員さん御指摘の児童・生徒の1人1人の豊かな情操、健康の増進、体力の向上、生活を工夫し、向上する能力等の育成を図るために、学校全体の指導体制の充実と全教科のバランスよい教育課程の編成、実施を展開してまいりたいと考えております。

次に、中学校部活動の振興策でございますが、現在は部活動外部指導員配置事業、各種大会、コンクール等の参加負担金、生徒派遣費、消耗品、備品等を購入する事業として財政の応援をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましても、今後は部活動に対する一層の充実、発展を図るため部活動振興費を充実させ、学校の支援を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、（仮称）基本構想市民会議についてでございますけれども、多くの市民の方々に御参加をお願いしております（仮称）基本構想市民会議では、10年後の福生市のあるべき姿を検討していただくこととなりますの

で、例えばでございますけれども、将来の福生市を担っていただく小さな子どもをお持ちの方々にもぜひ、大いに御参加をいただきたいと、そのように考えております。その際には、会議参加中の保育をどうするかなどの課題も出てくると思いますけれども、市民会議の中で御検討いただき、参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。したがって、ぜひ、まずは参加をすることの意義を優先して考えていただければと、そのように思っております。

なお、そのほかの市民会議につきましても参加しやすい雰囲気、環境整備に努めてまいりたいと、そのように考えております。

また、出前講座につきましてのお話もちょうだいをしていただきましたけれども、私どもこの基本構想市民会議の中では、こういった出前講座等々のお話もさせていただきまして、各分野にわたりまして、ぜひ私どもの方といたしましては積極的に出前講座をしてまいりますので、そういった意味も込めまして御説明をさせていただくというふうな、そんな考えでおります。

○議長（原島貞夫君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時5分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは要望をさせていただきます。

教育行政についてです。専科の先生については、理科と音楽が7名ということは、七つ小学校がありますので、各校1人ずつ確保できているのかなと、しかし、図工が3人ということで、技術家庭の先生は1人もいらっしゃらないという状況なのではないかと思えます。食育が大きなテーマとなり、生きる力をいかにつけていくということが大きな問題になっている中で、技術家庭の先生がどこの小学校にも配置できていないというのは非常に問題ではないでしょうか。児童数にかかわらず配置をしていくべきだと考えております。ぜひ専科の先生の確保、技術家庭に限らずすべての教科で確保ができるような方策を何とかとっていただきたいと要望いたします。

また、中学校においても理科の実験などがなかなか、いろいろ危険な薬品などを使ったりすることもありますので、1人の先生がクラスのすべてを集中させながら実験を安全に行うということはなかなか大変なことだと思うのですが、小学校に配置されている理科の先生もお忙しいと思えますが、何とか連携をすとか、2人体制で実験のときはやれるというようなことができないかなと思っておりますので、ぜひそういったことも考えていただきたいと思いますということを要望いたします。

それから、部活動については例えば吹奏楽部など、野球でいうところの高校野球の甲子園に当たるような都大会や全国大会に出場する学校もある中で、楽器の購入であるとかメンテナンス、練習場所の確保、運搬など経費がとてかかるようになっておりまして、大きな楽器や特殊な楽器によっては曲目によって使ったり使わなかったりしますので、お互いの3校ある中学校で貸し合うなど、もう既にされているとは思

ますけれども、三つの中学校が協力しあって活動していくことをさらに進めていただくとして、楽器の確保が十分にできないとか、壊れても修理もままならない状況であるようですので、大会の結果はどうあれ、自己実現や根気を養うことにつながる部活動の支援体制をさらに進めていただきたいと思います。

また、そういった話を聞けば市民も手伝いたい、力になりたいと思う方もいらっしゃるかと思いますので、市民と一緒に頑張って応援できる体制づくりをぜひ進めてほしいということをお願いいたします。

それから、ふっさっ子の広場もそうですけれども、小・中学校はこれから地域の方と学校がどこまで協力し合って融合していくかが大きなポイントだと思っております。先日、一中に3年前に赴任された先生とお話する機会がありました。3年前と随分様子がよくなってきたということでした。朝礼などで静かにしていただけるようになってきたとか、チャイム着席ができるようになる子がふえてきたとか、そんなレベルかとかっかりしないで聞いていただきたいのですけれども、私の我が家の子どもたち3人も一中でお世話になりまして、この春末っ子が卒業させていただきましたけれども、約10年前に長女が入学したときに、先生方がおっしゃっていたのがやはり「チャイム着席を目標にします」ということでした。

以前もお話したかもしれませんが、私は非常にびっくりして、小学校1年生の目標ではなく、中学生の目標が「チャイムが鳴る前に席に着こう」というものだとはと衝撃を覚えました。それから毎年目標に掲げられてきたわけですが、それが約10年間変わらなかったことがここ2年間で劇的に変化してきているということです。

校長先生が現状把握をし、構想を練る、教職員が一丸となって取り組む、指導室が後押しをする、こうしたことが功を奏してきたのではないかと思います。その中で、この学校は地域の皆さんとのつながりで一緒に生徒見守り指導をしていかないとだめだと感じられ、積極的に地域の皆さんへ働きかけをしているということも言ってきております。その中で「よし、一中のために何でもできることをやってやろう」という機運も高まってきていると感じております。

もちろん、私立の学校でも地域のつながりはあると思いますけれども、子どもたち自身が暮らすまちの中に、その子どもたち自身に関心を寄せる大人がいる。保護者のみならず地域の人たちも仲間して話し合えるところにいてくださる、保護者にとっても本当に心強いことだと思います。

学校を、子どもを主役に起きながら地域の学校としてつくっていくことができるのは、市立の学校ならではだと思えます。こうした関係づくりがさらに進めやすいように、市としても支援をさらにお願ひしたいということをお願いさせていただきます。

それから、市民参加の方ですけれども、基本構想づくり、自治基本条例づくりの中で積極的な出前講座をしていくということでのお言葉をいただきまして、ぜひ市のことを市民の皆さんに知らせつつ、また市民の皆さんからの意見をいただくというようなことで、相互情報交換しながら進めていっていただきたいと思います。

また、例えばのお話の中で、参加しやすい工夫という中で、子どもをお持ちの方が参加をしてきたときには保育をどうするのかということも、その市民会議の中で考え

るといってお言葉で、まさに市民が自分たちのことを考えながらまち全体のことを考えていく市民会議にできるのかなというふうに思いました。たくさんのいろいろな主体からの参加ができるように、さらに呼びかけをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

直接的に市民参加をする場面というのは、市長選や市議会議員の選挙、または陳情、請願、直接請求と幾つかありますけれども、市長が発議をしたり、または住民が求める住民投票というの、あるテーマの賛否を問うといったことができる仕組みとして最近いろいろと話題になっていると思います。

先日、滋賀県大津市を会場に住民投票条例についてのシンポジウムがありまして、勉強してまいりました。全国から多くの議員や市民、そして各市の市長さんも何人か来て、参加をしていらっしゃいました。日本ではこれまで余り住民投票が行われてこなかったようですけれども、ここ10年ほどの間に364件の住民投票が急に行われたということで、それだけを見ると住民自治が非常に進んだのか、10年間でと思いますけれども、中身を見ると、364件中合併の是非を問うものが348件ということです。

しかし、このように余りに具体的な問題が迫っているときに住民投票条例をつくらうとすると、その問題への反対、あるいは賛成の立場でおのおのが都合のいいようなルールを定めようとしてしまうという欠点がありますので、最近は常設型の住民投票条例を余り大きな問題が差し迫っていないときに定めておくという自治体が、例えば千葉県の我孫子市など幾つか出てきたということでした。

福生市もこの基本構想づくり、自治基本条例づくりの時期に当たり、住民投票条例も一緒につくっていくいい時期ではないかと思えます。間接民主主義との関係はと心配をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、市民は市長や議員を選ぶときにその公約やマニフェストを選んで投票しますけれども、それぞれの任期4年間をすべて白紙委任、お任せにしているわけではありません。大事な決定のときには市民に直接問う、その意見を大事にしながら理事者と議会がまた議論を深めていくといったような市民、行政、議会の3者がそれぞれの役割を果たせるような仕組みづくり、ルールづくりが必要だと考えます。この住民投票条例の制定についても市民会議の中で、あるいは自治基本条例づくりの中で話題にし、ぜひ考えていただきたいと思います。

また、いつも市民会議というと同じメンバーかと悪口を言われるような市民会議にならないように、市民参加のベテランの方にはいろいろな市民の方が参加してきたときに気軽に参加が続けられるような雰囲気づくりですとか、たくさんの意見が出やすいような工夫を考えてもらうとかの役回りに転じられるような、たくさんの方が参加される会議にしていただきたいと思います。初めて参加してみましたというような、緊張しながら参加する方も来れるよというような雰囲気をつくっていただきたいと思います、思いがすごくあって、構想がもう出来上がっている人ばかりが参加するわけではありませんので、ちょっと興味を持ってみたというような方でも受け入れて、その中から意見を引き出していくということが大事ではないかというふうに思いますので、そ

った方が物おしせずに参加でき、その会議の中でも市民自治に目覚めていくというようなことが起こるのではないかと考えております。そうしたところ、大事にできる市民がふえてこそ、市民自治が広がると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、そのときの子どもの意見の反映といったことも大事なことかと思っておりますので、その辺のこともぜひ考えて、あるテーマにおいては子どもたちに聞いてみようというようなことが起こってくるといいなと思っておりますので、ぜひ先進の事例なども研究していただいて、市民にとって市民参加が広がる、そして市民自治が広がる、そうした市民会議、自治基本条例づくりにしていただきたいと思いますということを要望いたしまして私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番小野沢久君。

（20番 小野沢久君質問席着席）

○20番（小野沢久君） 御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

平和関係行政について、それから田園通りの改修について、牛浜駅の改修について、健康行政についての4件、11項目でございますので、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

最初に、平和関係行政についてでございますが、この夏も大変暑い中で62回目の終戦の日を迎えました。各地で戦没者を追悼する行事が行われ、平和に関する討論や番組も数多くあり、戦争の悲惨さを改めて認識をする時期でございます。

大いに論議をして語り継いでいかななくてはならないことでございますが、60年を越す年月というには、もう私がちょうどもう戦後の生まれで60を越しております。語り継ぐと言ってももう聞いたことを語り継ぐ、それで次の世代にこれを送らなくてはいけないと、実際に戦争を体験をされた方は恐らく80歳ぐらいの年齢になるわけですから、極めて人数も少なくなる。そういう面では大変重要な仕事でもあるわけでございます。

まだまだ検証しなくてはならないことも数多くあります。アメリカが日本に落とした原子爆弾の検証もされないまま月日が過ぎて――私はそう思っております。そんなことを含めて平和ということ認識するには、行政としてもある程度の対応はしていかななくてはならないと思っております。

そういった中で質問をするわけでございますが、行政がこういったことに対応する場面が非常に少ないのではないかと思います。現在は平和の集いが行われております。もともと世界連邦福生支部、石川彌八郎さん、前の市長さんのお父さんかなんかの時代の始まりだと思っておりますが、私もそのメンバーでありましたけれども、福生市との共同開催で昭和63年ごろから、講師を招いたり、映画を観たり、軍事評論家を呼んだりとのことで続けてまいりましたけれども、それはそれなりに市民会館の小ホールでやって成果が上がってきたのではないかと思います。その後、世界連邦運動協会の福生支部が平成13年に解散いたしました。私もそのときいたのですが、その後、市

が独自で平和の集いを開催してきたのが今の経過ではないかと思えます。

5回目になって、5年間のまとめを、中学生の感想をやったのが今回でございますが、そういった歴史ある平和の集いですが、これから先、このことが来年からどうなるかもちょっと気になることでございますので、経過とこれからの対応についてお尋ねをしておきます。

次に、戦没者追悼式等についてでございますが、戦後間もなく遺族会の主催で開催をされました。私はさくら会館で開催されていたのに参加した記憶がございますが、遺族の高齢化に伴い解散し、それまで若干の補助金も出ておりましたが、その補助金の辞退があり、追悼式がなくなったのではないかと思いますので、この辺の経過、市長さんがお参りをしているようなことも聞いておりますけれども、経過と現状についてお尋ねをしておきます。

次にもう1件、忠霊塔の管理でございますが、「昭和29年4月15日建立」と後ろに書いてあるのですが、福生市忠霊塔建設委員会が建てたということですが、もう大変痛んでおります。途中から水が吹き出ているような状況でございますけれども、どこかでこれは、このまま放置しておくわけにはいきませんので、何らかの手を加えなくてはならないし、またそういう状況にきていると思えますけれども、実際にどこがこの忠霊塔を管理しているのか、また改修をする時期にきていると思えますが、その辺の対応をどうなされるのかをお尋ねしておきたいと思えます。

次に、田園通りについてお尋ねをいたします。過日も質問がございましたけれども、今、福生市の大動脈となっておりますけれども、昭和50年、もうちょっと先だと思っておりますが、あの一体は水田で、れんげの花が咲く大変美しいところだったのですが、私の第1回目の選挙が50年ですから、そのときにあの公団の団地ができて、あそこはまだ選挙権がなかったのではないかなと思えます。区画整理では50年だったという話がありましたけれども、あのころできた道路で、大変広い道路だったのですが、今ではまさにそういう面では通行量が多くなってきている、大変重要な道路でございますけれども、ここで幾つかお尋ねしておきたいのは、やなぎ通りを改修いたしました。これも防衛の補助ですから、同じ方法で行われるわけでございますけれども、そのことを前提にして、次にやはり生かしていかないと、ということがありますので確認をするのですが、まずこの概要についてお尋ねをしておきます。

やなぎ通りがマウンドアップ、15センチの歩道で、バリアフリーとは言いがたい歩道になっておりますので、それも含めた、段差の解消がどの程度できるのか、を含めた概要、それからタイムスケジュール、それからもう1点は街路樹の関係でございます。

現在は唐カエデが植わっておりますけれども、これは恐らく最初から植えてあるもので、30年経過していて、大変大きくなっております。これを移植するのか、あるいは新たに植え替えるのか、新たに植えるとすればどういう形になってくるかということがあるわけですが、質問の趣旨は、まずあれを移植するかしないかでは大幅に予算が違ってくるのではないかと、あるいは工期も含めた違いが出てくるのではないかと、思えますので、そのことについてお尋ねをしておきます。

それからもう1点、私は広域資源組合の議員をさせていただいておりますが、そこでエコセメントを今つくって販売をいたしております。組合で認証制度を設けて、市内にも認可を取っているセメント工場があるわけですけれども、皆さんの貴重な税金を運用して行っているエコセメントでございますので、できれば多に使っていただきたいという思いがありますので、その辺もお願いをしたいと思います。

それから、牛浜駅の改修でございます。これは市民派未来クラブの代表質問ということよりも、全議員さんの願いであるところの、今回私しかありませんので――質問ではないかと考えております。もうずいぶん長いことこの問題は多くの議員が取り上げてきました。きのう、きょう始まった問題ではありません。

それと同時に、ここに座っていらっしゃいます全員の議員さんも恐らく選挙の公約にしてあったのではないかと思います。これは何としてもこの進捗状況は示めさなくては行けない。そういう議会の願いと市民の要望、熱意と、理事者の皆さんの努力によって前進が少しされたのではないかと考えております。

そこで質問するわけなのですが、実はこれは6月の議会の末次議員に対する清水部長の答弁をちょっとコピーしてきましたのですが、これは日程の関係で聞いているのですが、「牛浜駅の最短の工事完成プロセスについてでございます」これは清水部長の答弁です。「市長答弁にありましたように、今後JR八王子支社の基本調査計画案の考え方にに基づきJRと協議していくこととなりますが、現時点においてはJRと協議する準備期間として19年度、20年度、実質は1年少しということぐらいになると思いますが、こういう考え方をいたしますと、21年度に基本設計、22年度に実施設計、23年度に工事となりますのが工事の最短プロセスでございます」こういう答弁です。今まで期日を出した答弁は一度もなかったもので、これが初めてなのです。なおかつ、JRが基本調査をしたということまでは公開になってきているのですけれども――ということでございますので、なんか若干これに進歩があるような話も漏れ聞いておりますので、その見通しについてをお尋ねをしておきたいと思っております。

次に、健康行政でございます。生活習慣病につながる内蔵脂肪症候群、メタボリックシンドローム、どうも私もおへその周りを計ると間違いなくこれに該当してしまう、そこだけではね。しかし、これはこれだけではなくて、高血圧だとか高脂肪とか高脂血症だとかいろいろ総合してなるらしいのですが、全国で5600万人を対象とする大作戦が始まります。これは世界でもこうした一遍にやるのは初めてらしいのですが、その主たる目的は医療費の抑制にあるわけでございますけれども、福生市は今までに基本健康審査を続けてまいりました。市民の健康維持という面で大きな成果を上げてきているわけでございます。

これは18年度事務報告書ですけれども、それによりますと、基本健康診査を受けたのが1万688人、そのうちの「異常を認めず」が1118人で11%、残り「要指導とか要医療」が9507人で89%、これだけの方がこの健康診査で異常なりが指摘されているわけでございます。そういう面では大変大きな貢献をしているのがこの基本健康診査でございます。

しかし、これが来年度から大幅に改正をされるわけでございます。特定健康診査と

いう形になってくるわけでございます。今までのこととは全く違った形になってくるわけでございますので、なかなかどこでもこのことについてはまだ説明がされておられませんので、そこで今回のことに関しましての健康診査の経過と現状、今までこの健康診査にはいろいろな形で調査項目、診査項目を追加してまいりました。まさにちょっとした人間ドックに勝るほどのことができるようになってきておりますので、その現状についてまずお聞かせをしていただきたいと思います。

それから次に、来年度、4月から始まる特定健康診査・特定保健指導ということの内容、それから取り組みの概要についてお尋ねをしておきたいと思えます。

あわせて、今この国は、「健康日本21」の国の施策にのっとった、福生では「健康ふっさ21」ということになっておりますけれども、まさにこれに連動する部分でございますので、それとの関係についても御答弁をいただきたいと思います。

以上でございますので、よろしく願いをいたします。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) それでは、小野沢議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、平和関係行政についての1点目、平和のつどいの経過と今後ということでございます。昭和63年8月27日に世界連邦運動協会福生支部と共催で、第1回が商工会館で開催されまして、本年が第20回ということになっております。第14回までは世界連邦運動協会福生支部との共催で講演会や合唱、映画、演劇の鑑賞会、資料展示などが実施されております。開催日も8月末から11月と不定期な開催でございました。

お話にありましたように、世界連邦運動協会福生支部が解散いたしましたので、平成14年の第15回平和のつどいから市の単独主催ということで、開催日も8月15日の終戦記念日の直近の日曜日という形にしまして、「市民が語る戦後の福生昭和20年代」といたしました。平成18年までの5年間で20人の方から昭和20年代の貴重な体験をいただき、記録集にしたところでございます。本年は、中学生の皆さんにこの5年間の記録集を読んでいただいた感想の発表と、企画委員の皆さんの御協力と一緒に話し合いの時間をとらせていただきました。

また、今後の取り組みということでございますけれども、貴重な経験を語り継ぐことの必要性や、昭和20年代を続けること、さらには昭和30年代への実施といった声がありました。いろいろございますので、これまで企画をしていただいた方々、そのほかいろいろと御協力をいただき、御意見をいただきまして、検討をし、来年度のことについては決めてまいりたいと、こんなふうに思っております。またいろいろとお話をいただければというふうに思えます。

次に、2点目の戦没者追悼式等でございます。平成15年度まで福生市遺族会が主催をいたしまして、第二次世界大戦の戦没者追悼及び世界の恒久平和の確立を祈願するため、福生市戦没者追悼式がさくら会館において行われておまして、福生市遺族会に対して、市では戦没者の慰霊等運営費の一部を補助しておりましたが、遺族会が会員の高齢化等により活動の継続が困難となり、平成15年10月20日付けで補助金辞退の申し入れがありましたので、会の事務的支援は引継ぎ行なうものの、申し入れ

を尊重し、平成15年度をもって福生市遺族会への補助金を廃止いたしました。その後、福生市遺族会より平成15年の第50回福生市戦没者追悼式をもって追悼式を終了するとの通知を受けました。

このような状況のもと、市では平成16年度から「福生市戦没者追悼式」という名称で、平和のつどいの日のつどいの開催時間前に福生公園内の忠霊塔前におきまして、私と遺族会代表が忠霊塔に献花をし、第二次世界大戦の戦没者追悼及び世界の恒久平和の確立を祈願するという事にいたしました。本年、19年度は8月12日の日曜日に、市側は市の4役と福祉部職員3名の計7名、遺族会側4名が出席し、午後1時から1分間の黙祷後、忠霊塔に献花し、追悼式を行ってきております。

次に、3点目の忠霊塔の管理等についてですが、以前は福生市遺族会で定期的に維持管理をしておりましたが、遺族会は先ほど申し上げましたとおり平成16年度から活動が中止されておりますので、市では忠霊塔が福生公園の中にありますので、現在は公園管理委託の中で清掃等はいたしております。また市民のボランティア団体が、不定期ではございますが、清掃等を行っていただいているようでございます。

御質問の忠霊塔の改修についての考え方ですけれども、お話のように忠霊塔は昭和29年4月に、大変多くの皆さんの御努力によって建設されたようでございまして、御指摘のとおり建設から50年以上経過しております。改めてこの状況等についての確認をいたしましたり、御意見等を伺いながらどうするかといった問題についての対応について考えてまいりたいと、そんなふうに思います。

次に、田園通り改修事業についての1点目、概要についてですが、路面の損傷が進み、道路の補修が必要になりましたので、車道の舗装とあわせて歩道のバリアフリー化を図っていくものでございまして、防衛補事業として実施をいたします。

事業としては、睦橋東交差点から福生七小前交差点までについて、歩道を3メートルにするとともに、歩道を5センチのセミフラット歩道に整備をいたします。また車道の舗装につきましては、排水性舗装を計画しております。事業費は今年度に設計委託料として1130万円を計上してございまして、平成20年度からの総事業費は約3億5000万円を予定しております。

次に、2点目のタイムスケジュールということでございますが、今年度の設計委託は整備区間全体を行いまして、既に業者に発注しております。今後地元住民への説明会、北関東防衛局等各関係機関との協議、調整を行いまして、今年度中に設備計画をまとめます。

工事につきましては、北関東防衛局では国庫債務負担行為として事業を実施することから、平成20年度、21年度で睦橋東交差点から福生団地中央交差点までの延長約700メートルを、それから21年度、22年度で残りの福生七小前交差点までの延長約630メートルを実施する予定でございまして。

次に、3点目の街路樹についてですが、現在植栽されている底木については撤去を予定しておりますが、高木の唐カエデについては、移植が可能であるならば現在あるものを移植したいと、そんなふうに思っておりますが、これらについては地元説明会の中で地域の皆さんの御意見をお聞きすること、さらにはいろいろお話にもござい

した条件等もいろいろございますので、そんなことの中で方向性を出していきたいと考えております。

次に、4点目のエコセメントの活用についてですが、エコセメントは日本工業規格 J I S に認証され、普通セメント同等の強度、耐久性、安全性を有しております、土木建築工事やコンクリート製品として使用されております。東京都の土木材料仕様書にも載っており、市内でもエコセメント製品を扱っている会社もありますし、最近では製品として一般化されておりますので、積極的にエコセメントやその製品等を使用していきたいと思っております。

次に、牛浜駅改修についての改修工事の見通しについてですが、6月定例会後、牛浜駅早期改修の実施に向け、バリアフリー施設の補助金を担当する東京都福祉保健局や、JR八王子支社に対しまして要望をいたしました。補助金関係では、東京都補助金の鉄道駅エレベーター等整備事業で対応可能との回答をいただいております。

また、駅改修の具体化は、去る7月27日にJRと協議いたしまして、福生市の牛浜駅早期改修の必要性や、JR八王子支社の牛浜駅改修の基本方針について協議をいたしました。その中でJR八王子支社は、平成12年に施行された交通バリアフリー法に基づく旅客施設として、平成22年度までに改修したいとの考え方が示されたところでございます。また過日、西多摩広域圏の関係で八王子支社にお伺いをいたしましたときにも、22年度までにやらせていただきたいというお話を支社長からいただいております。

また、この整備につきましてはJR側で基本設計、実施設計を実施するということになりましたので、JRからこの9月下旬ごろまでに概算額も含めた駅改修案が提示される予定となっております。

今後、JR側から既存駅舎の改修案などのいろいろな案が出てまいると思っておりますので、それらを比較検討する形の中で、工事費の負担等も当然発生してくると思われまますので、議会ともいろいろと御相談をさせていただき、市の実施計画の策定をしていきたいと、そんなふうに思います。

基本的な概要ということになりますと、駅構内にはホーム階からコンコース階へのエレベーター1機、多機能トイレの新設、駅構外には東西駅前広場からコンコース階自由通路へのエレベーター2機の新設などが予定されているところでございます。

次に、健康行政についてでございますが、1点目の基本健康診査と2点目の特定基本健康診査、特定保健指導についての御質問は関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

福生市で実施しています基本健康診査の検診項目数は22項目でございます、40歳以上の方を対象としています。平成18年度には、お話のように1万688の方が受診し、その費用としては約1億6770万円がかかっております。この検診結果に基づき保健指導、健康相談、健康講座等を実施してきております。

さて、国は老人保健法を改正し、高齢者の医療の確保に関する法律を施行し、その中に特定健康診査を組み込み、20年4月から実施されることになりました。これは国の医療制度の改革によるもので、各医療保険者には基本健康診査に代わる特定健康

診査を実施することが義務づけられております。

福生市で申しますと、国民健康保険の医療保険者としての福生市は、国民健康保険に加入しております40歳から74歳までの被保険者、同じくその被扶養者に対し特定健康診査を実施することとなります。その検診項目は19項目程度が必須という形になっておりまして、社会保険や、あるいは共済組合保険などの医療保険者も同様に特定健康診査を実施することとされております。

特定健康診査の項目内容は、生活習慣病を招く、いわゆるメタボリック症候群の発見を中心に、この症候群該当者及びその予備群を分類して、分類にあった特定保健指導を実施していくこととなります。

今までの基本健康診査は、高血圧、糖尿病など要医療とされる病気の発見を主といたしまして、市では要指導と判断された受診者に保健指導を行っておりましたが、特定健康診査ではメタボリック症候群にある人、またはその前段階にある人を発見し、これらの人をいわゆるハイリスク、ミドルリスク、非該当という3段階に分類をいたしまして、その分類に応じた特定保健指導を実施していくこととなります。国としてはこのメタボリック症候群を予防、解消することで医療費を削減し、また各医療保険者に一定の目標達成を義務づけることにより効果を得ようと、こんなふうな形で考えております。

国民健康保険における目標達成義務として、平成25年度までに特定健康診査の受診率を65%以上にする、特定健康指導の対象者の指導受診率を45%以上にする、指導を受けた者の改善率が10%以上であることなどの目標を義務づけております。

このような制度改正でございますけれども、こういった政策、国の施策について最近非常に細部決定が遅くなっておりまして、まだ細かいところが見えていないところがございます。いずれにいたしましても、市民への周知の問題がございますので、市の広報、ホームページなどで行ってまいります。また制度的に未確定な部分、あるいは実際の運用において詰めなくてはならないところ等もございますので、できるだけ早く確定をいたしまして、広報等に掲載をしてまいりたいと思っております。また国民健康保険に対する対象者には、特定健康診査の受診券を送付する際にもその旨の説明を入れてまいりたいと思っております。

次に、3点目の「健康ふっさ21」との関係でございますが、国はこの制度改革により、国の健康増進計画であります「健康日本21」について評価を平成22年度から行い、平成25年度以降に評価結果を反映した改正を予定いたしております。

「健康ふっさ21」につきましては、これらの制度改革、国の動向によりある程度の見直しは必要とされるかもしれませんが、健康づくり推進員とともに具体的な事柄に取り組んで今後も進んでいきたいと、そんなふう考えているところでございます。

以上で小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（小野沢久君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、平和のつどいの経過と今後ということでございますけれども、市長さんから御答弁をいただきまして、5年間の記録を今回、感想文として中学生にやってもらって、次のことについては、20年代の貴重な体験をこれからもやっていく、あるいは30年代ということもあるということで、ということは、現状ではまだ全く見通しが立っていないのかどうか、あるいは20年代をもう少しやっていくのか、そこら辺の感じをちょっと、このことはそのことだけなのですけれども———と思うのですが、そこだけお答えいただきたいと思います。

それから、世界連邦の福生支部との共催をずっと続けてまいりました。それでそれなりの記録も、当然共催ですから、市にも半分責任があるわけで、その資料も残っていると思うのですが、その辺はどうなっていますでしょうか。全部残っていれば、その辺の内容を説明していただければと思うのですけれども、お願いいたします。

それからもう1件、これは郷土資料室で今やっております、議員の皆さん、この「近代戦争の歩みと戦時下の福生」という冊子をいただいておりますが、これの展示会を郷土資料室でやっておりますけれども、読売新聞の地方版にはこの「近代戦争の歩み」写真入りで載っておりますけれども、図書館を含めてやはりこういう行事、前から時々やっていたような気がするのですが、そういうのの記録があるのかどうか、それ以外にこういった催しをやっているのかどうか、あるいは本は過去に出したような気もいたしますけれども、そういうのがあればそのことについてお答えいただきたいと思います。

それから、戦没者の追悼式につきましては、市長さんから毎年行っているということで、なかなかこれを、恐らく知っている人は余りいないのではないかなと思うのですね。実際に追悼式が、そういう面では公というか、大勢を集めてということではなくてきていますので、ことは市長さんと4役の方、それと遺族会の方が4名ということでやっているということなのですけれども、これはどうなのでしょうかね。これからもまたこういう形で続けていかれるのかどうか、それと同時に、遺族会が解散したときに、答弁の中で会の事務的支援は引き続き行う旨の申し入れがあったと、それを尊重するということですのでけれども、具体的にどこの課がこのことに担当して、どんなことの事務的なことがあるのか、その辺の内容をお願いいたします。それはその辺で結構です。

それから、忠霊塔の管理でございますけれども、現在、公園の管理の中で委託で清掃管理をしているということで、これは昭和29年のところのできたので、現状は市長さんも毎年行くのだからわかっていると思うのですね、傷みぐあいなんか。

後ろに碑が書いてあるのですけれども、それをちょっと読ませていただきたいと思えます。「撰文」というのだそうですが、「撰」というのは新撰組の撰で「撰文」というのですけれども。

『撰文 明治維新の大業を遂げたわが国は、西南の役の昔より日清日露の両戦役を

経て国軍愈々進展し勢の、赴く所遂に太平洋戦争に突入した。この累次の戦役に数々の尊き生命が国に捧げられたのである。

わが郷土に於いても出て帰らぬ殉国の士は実に三百有余に及ぶ、この尊き霊を祀り慰むるに霊峰富嶽を仰ぎ滾々として尽きることなき多摩の清流に臨み家郷を俯瞰するこの浄地を撰んで霊域となしここに忠霊塔を建設する。

願わくば時代の変遷止む所なしと雖も英霊とこなしにこの地に鎮まり給い世界の恒久平和と人類理想の具現の指標たらんことを。

昭和二十九年四月十五日建之 福生町忠霊塔建設委員会』

これが後ろに書いてあるのですけれども、現実にはこれがなかなか読みにくくなっております。そこで、ですからそれだけ時代を経過してきて、それなりの同時の人が努力をしてつくってきた、当然これは行政として語り継ぎ、管理していかななくてはならないというのは、福生公園の中にあるわけですから、今は、答弁では清掃程度の管理ということですが、相当傷んでいるということは間違いのないと思うのです。ですからそれを今の答弁でいきますと、「改めて現状を認識して、対応を考えてまいりたい」改めて認識といったって、私が一般質問を通告したのはもう随分前だから、それからだから担当は当然質問を、どんな質問をするかと思えば見にいっていると思うのだけれども、見にいけばその傷みぐあいはわかるのだから、改めて現状を確認するといったって、もうしてあるのではないの。そっちかこっち、こっち、田辺部長のところで行ってきたのではないの。行ってない。行かないな。公園で、見て、当然だって1週間、一般質問で通告してあるのだからそのくらい、何を言われるかわからないから見てきたのだから、見てどうだったか、見ていると思うのだよね。

それで、市長さん、これどうなのでしょう。公費で何かするというのには非常に、宗教施設という観点からすると難しいかもしれませんが、可能性はどうでしょうね。そこのところをちょっとお願いをいたします。

それから、田園通りの関係、田園通りはマウンドアップから今回セミフラットということで5センチの高さの歩道になってくるわけですが、その交差点、十字路になる交差点のところには大体横断歩道もつくのですけれども、その高さが問題なので、恐らく5センチで、2センチの高さのところの側溝が入ってくると思うのですけれども、2センチの高さでも結構段になってしまうのだよね。だからそれが斜めになってどかんという段でなくなるのかどうか、今、都道は結構そういう形になっていますけれどもね。そういうふうになってくるのかどうかをちょっとお尋ねをしておきたい。

というのは、結局もうことし設計委託しているわけでしょう。設計委託で出来上がってしまうと大体余り直さないのだよ、もう。これでいきますというので、その前まではよく意見を聞きますと言っておいて、言っておいたわりには出来上がってしまうと直さないから、まずそのコーナーの、コーナーというのは低くなるから、そこに水たまりもできるのです。その水たまりの解消ができるのかどうか、それも含めてそのところ、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

側溝にもいろいろ種類があるから、例えば側溝に全体にもう網がついているのもあ

ったり、あるので、なるべく歩く方が便利のように、防衛庁の——防衛庁ではなくて北関東防衛局、この防衛、福生と一番関係のあった東京防衛施設局がこうなったわけでしょう。

話が横へ飛んでしまうのだけれども、防衛施設局もその当時、進駐軍のころ、占領軍のころは物資調達局で、防衛庁より歴史は古いのだけれども、談合問題でとうとう廃止になってしまった。そういう面で、何が言いたいかという、今まで一番福生で関係のあった省庁はここですよ。それでその後、そこの関係というのは全く変わらないのかどうか、優先的に福生の仕事をやってもらっているのかどうか、その辺の関係がどうなっているのか、ちょっとそれですけれども、お願いいたします。

それと、タイムスケジュールはさっきの答弁でいきますと少し、設計がことしに上がってくるわけだから、その先のことがあるよね。この間質問であったからいいかと思うのですが、その先、永田橋までの関係のところはどうなってくるのか、そこだけちょっとお願いします。

それから、街路樹、この街路樹がなかなかのくせ者で、唐カエデを移設するかどうかまだ決まってない、決まってないで設計ができるのかね。できるというのは、やなぎ通りを見てもわかるように、最初はこんなでかいのをつくってしまって、自転車が落ちこちてしまうのでとうとう直して小さくして、後期の工事ではちゃんと最初から小さいのにして、最初から設計がうまくいってればそんなことしなくて済むので、だってこんな30センチも40センチもあるような唐カエデを移設するかしないかも決まらないでいると、その穴だって決まらないのではないの。そこをどうするのかというのがちょっと気になるのですけれども、説明会をして市民の声を聞いてとかという部分で、例えば唐カエデが一つの、今のを移設して残すのかが一つでしょう。仮に残さないとしたらどうするかね。

例えば私は前からいろいろな街路樹を提案したけれども、結局やなぎ通りもだめだったのだけれども、何も同じ木でずっといかなくたっていいわけでしょう。例えば今この時期ならサルズベリを植えれば赤とピンクの花が咲いて、なかなかきれいですよ。二中通りにサザンカが植わっていますけれども、サザンカは2月の花が何も無いときにきれいに咲きますよ。ですから何も同じものをずっと植えなくてもいいと思うのですよ。常緑樹もあっていいと思うので、そこらをどういう検討をされるのか、ただ単に市民の声を聞いてそこでやっていくのか、市民の声も結構だけれども、議員の声も聞いてもらわないと困るよ。議員はそれぞれ支持する方がいるから議員をさせていただいているので。

やなぎ通りはたびたび出してあれだけれども、やなぎ通りにハナミズキを植えて、そこだって市民の何人かの声を聞きました。そのあげくの果てには名前も変えなくてはいけない。ハナミズキ通りにしましょうかと、つまならいことを言っているのではないという気だけれども。

だから、その面ではこれから説明会をするのだから、いろいろな案があつていいと思うのですよ。案、案を持って行って、ただ単に聞くだけではなくて、それでやはりきちんとやっていただきたいと思うのですが、その辺のところはどう考えているのか

お願いいたします。

それから、エコセメントは使っていただくということで、よろしくお願いいたします。

牛浜駅の関係は、わかりました。随分進展をしているようで、答弁の中で平成22年度までに改修したいということは、6月の説明では23年ごろ、丸々1年早まるのだけれども、それは22年までに終わらせたいということなのか、それには工事をしたいということなのか、その辺のところをお願いいたします。

今、話がもうここまでくると、これはもうあとは進むだけですから、特段心配いりませんけれども、多少気になるところは費用負担がどうなってくるかということで、これは今わからないと思うのですけれども、答弁の中での22年についてのお答えをいただきたいと思います。

それから次なのだ。次にこの健康行政についてなのですから、基本的にそっくり変わってしまうのだよね。今までの健康診査でなくなって、特定健康診査ということで、今まで市民が一生懸命、一生懸命というか、あれにだんだんだんだん参加する方がふえてきて、補正予算まで基本健康診査へ組んできたのだけれども、それが具体的にはなくなってしまふのですね。なくなるということは、国民健康保険の加入者だけ、しかもその40歳以上から74歳まで対象にすればいいわけですよ。

そうすると、まずその段階から考えると、今までは基本健康診査に40歳以上で3万1000人ぐらいの人に案内を出して、受診者が1万人、これには国民健康保険以外の方が相当数いるからこういう結果になってきた。それを今度は国民健康保険の加入者が、今世帯数で1万4245人、これは事務報告書に書いてあります。被保険者が2万4000人、そのうちの40歳から74歳までだと1万2000人ぐらいになってくるかな。今度は市は1万2000人だけを対象にすればいいわけですよ。

そうすると、残った市民はそれぞれの加入している保険者がやるわけですから、社会保険なら社会保険でやるわけですよ。実際にそれが来年の4月から完全にそうなるかどうか非常にわかりにくい。仮に例えば共済組合の職員の皆さんで福生市へ住んでいて、奥さんがこの福生市の健康診査を受けている人がいると思うのだ。今度はその人は対象外ですから、どこかでやってもらうしかしようがない。

そういう面では、受診をするという面で大幅に後退をしてしまうわけですよ。国の目的は医療費の削減だけれども、後退するということは、例えば健康診査を受けない人がふえてくるという場合には、病気になってしまったらもっと金がかかってくるわけでしょう。果たしてこのことが医療費の削減につながるかどうか、全くわからないわけですから、どういうふうに変わるか知りたいわけよ。

今は、あれは健康課からか、40歳以上に健康診査を受けなさいとくるでしょう。それぞれの医院に行って受けるよね。受けて1週間か10日後にその結果を聞きに行くと、その結果を聞きながらすぐ、あなたはもうちょっとこれはすぐ治療しないとというのがあったり、もう少し様子を見ようとかというのがあったりすると、そこで結果が出るわけでしょう。今度はそれがそういう形ではなくなってくるの。この1万2000人だけが対象になるわけだから、どこで受けるわけ、特定健康診査。その結果

はどうなるの、どこで教えてくれるの。病気が見つかったらどうするの。その辺の流れを少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。それが一つね。

それからもう一つ、先ほど申し上げた1万2000人以外の方はどうするの。もう市は知りませんでいいの。その保険者がやるのだから、どうぞそっちでおやりくださいと、市は一切関係ありませんからということになってくるのか。その辺のところをどうするのをお願いをいたします。

それからもう一つ、3月議会で補正予算を組んだよね。補正3号で、これは国保の補正で、そのときに526万円、これは国がそっくり補助、100%補助で健康指導支援システム開発経費という負担経費ということで、そのときもうこのことの質問をして、初めて大幅に変わるというのがわかったのですけれども、実際にではこの費用は国保連合会とかにいくとかという説明があったのですけれども、現実にはどういう形でどういうことに使われるのか、この説明をしていただきたいと思います。

それから、「健康ふっさ21」との関係では、これで保健指導がどういう形になってくるかとも連動してくるのですけれども、今の段階では食の指導、保健師さんがやるのだろうけれども、「健康ふっさ21」の中でできることはやはり今は体育館の中でトレーニングの関係、あるいは幾つかの公園に健康器具を付けていますけれども、この辺の取り組みはこのことによって強化されてくるのかどうか、そこをお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

1点目の平和の集いの現状での今後の見通しでございますが、来年度以降につきましては、企画委員を初めいろいろな方の御意見をちょうだいいたしまして、その内容を決定していきたいと思っておりますので、今現在のところは未定でございます。

世界連邦との平和のつどいの資料の関係でございますが、記録につきましてはまことに申しわけありません。平成2年度の第3回の記録というか、その内容がわかっておりません。その他につきましては日時と講演者の氏名についてはわかりますが、その中身についてはわかってないところでございます。

そういう意味で、平成14年から始めた「市民が語る戦後の福生」ということで5年間やって、ことしはその発表会をさせていただいたわけですが、その5年間の記録集がここで出版できたことは大変意義があると思っております。

○教育次長（宮田満君） 戦争と平和に関する刊行物と催しにつきまして、御質問にお答えいたします。

市の関係刊行物、また市民の発行した関係図書等は、図書館で収集いたしまして、地域資料コーナーで展示しておりますが、毎年8月には「戦争と平和を考える図書」といたしまして図書館のカウンターの前等に展示してございます。

催しでございますけれども、「戦争の悲惨さと平和の尊さを考える」といたしまして、郷土資料室におきましては平成8年から毎年企画展を実行しております。先ほど議員さん御紹介の「近代戦争のあゆみと戦時下の福生」は今年度8月4日から展示を行っております、現在も展示しているものでございます。その際に発行した図録として先ほどのものがございまして、こういった形で発行したのは初めてでございます。

また、今年度におきましては公民館の松林会館におきまして、8月28日に「平和を考える日」と題しまして小学校の低学年を対象とした戦争や平和に関する紙芝居と絵本の朗読、こういった行事を行っております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、平和関係行政につきましての戦没者追悼式の関係ですけれども、追悼式につきましては今後も現行通り、例年平和のつどいにあわせまして、戦没者の追悼と世界平和を祈願することを目的に続けていきたいと、そんなふうに考えております。

それから、この遺族会等の事務的な支援云々、この担当部署ですが、それは福祉部の社会福祉課でございます。具体的に事務的な支援というのですが、市長答弁にございましたように、遺族会そのものの存続はいたしておりますけれども、休止状態というようなことでございますので、今現在17名の会員さんと大変少なくなっておりますので、この追悼式の17名の方への御案内、あるいはお集まりというようなところをサポートさせていただいていると、そんなところでございます。

それから、忠霊塔の関係でございますけれども、実はこの8月12日にも実際に見ているわけでありまして、確かに外目で見るとそんなにちょっと気がつかないのですが、よく見ますと大変汚れていたり、それから塔台というのでしょうか、塔の下の台のところですが、あの辺に雨水が入ってしまっているかなと、そんなようなところはちょっと懸念されたり、そんな状況でございます。

それから、忠霊塔の改修、公費でというお話なのですが、やはりこれは大変難しいのだろうと、そんなふうに考えておりますし、性格上公費にやはりなじまないだろうし、やはり市民レベルで対応していただくしか、改修するとしたらそれしか手立てはないのかなと、そんなふうに考えております。遺族会が独自におやりいただくか、あるいはなんか市民の篤志家の方、寄附等を募って、それなりの任意的な団体をつくってやっていただくとか、そんなようなことが考えられますけれども、やはりなかなか簡単にはいかないのかなと、そんなふうに思っております。

それから、健康行政につきまして、特定検診のことは後ほど市民部の方から答弁させていただきますけれども、私の方からは「健康ふっさ21」の関係ということで、確かに検診方法等が大きく変わるわけでございますけれども、「健康ふっさ21」はいわゆる国民健康保険の加入者のみということで対応しているわけではもちろんございませんし、市民全体、極端に言いますとゼロ歳から高齢者までという方を対象といたしておりますので、特に現行の計画の考え方が変わるとか、あるいは強化ということになるかどうかわかりませんが、いずれにしても、市民全体の健康増進でもろもろの対策を、あるいは目標を持って今後も進めてまいるということになるかと思えます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、小野沢議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の交差点の高さの関係と、水周りというか、水の流れというか、そういう1点目でございますけれども、以前にも小野沢議員さんからやなぎ通りのときに質問いただいておりますので、いろいろと議論、検討してきているわけでございます。

が、交差点等の歩行者横断部分については、2センチの段差にするということで、福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルによりまして、視覚障害者の安全な通行を確保するためと、水路というか、水道という部分の確保も考慮して、歩車道境界部は2センチと、そういう考え、規定になっておるわけですが、いろいろ検討なり協議を内部でいたしましたけれども、一つの方法として私も現場を幾つか見させてもらう中で、具体的な方法といたしましては、銀座通りで採用しております雨水の側溝、スリット溝でございますけれども、これを交差点部分に設置することによりまして、その下にU字溝なりパイプを敷いて雨水処理をする方法と、こんなことも考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

もう1点は、小野沢議員さんからも御指摘のグレーチングというか、グレーチングを敷き詰めるという方法もあろうかと思うのですが、横断歩道がありますので、選択肢としてはスリット溝のみですか、あるいはスリット溝とグレーチングをかみ合わせたものにするか、これらの点を、防衛補助の絡みもあるのですけれども、選択肢として調整、設計の中で検討していきたいなというふうに思っておるところでございます。

2点目のタイムスケジュールでございますが、田園通りのタイムスケジュールでございますが、市長答弁にございましたように、睦橋交差点から団地の中央交差点までは、1330メートルについては平成22年度に終了予定ということでございました。乙津議員さんの御質問にもあり、答弁もしているところですが、都道もあることでございますので、その後のスケジュールということになりますと、仮の話で、引き続き防衛補助ということになりますと、21年度概算要求、22年度設計、23年度から工事ということに、中央体育館のところから島田弁護士のところまではそのようなスケジュールになるのかなということが予測されるわけですが、都道もございまして、統一性の問題も乙津議員さんからも出ておりまして、ちょっと調整をしますと、こういうふうに答弁しておりますので、この辺がございまして、あくまでも予定ということで御理解いただきたいというふうに思います。

3点目の唐カエデにつきましては、これにつきましても乙津議員さんにお答えしておりますのが、低木は撤去を予定して、唐カエデは移設を予定しているというふうにお答えしているわけですが、幹周りが太くなっているものもありますので、移植、移設が可能かどうか、こういう問題もございまして、小野沢議員さんの御意見も含めて議会の御意見、それから地元説明会での住民の御意見を聞くなどして方向性を出していきたいと、このように思っているところですが、ここの数年間、私もちょっと経験したことでは愛称名の変更や新設の難しさ、街路樹の選定、変更の困難さを身をもって体験したわけですが、今後多くの意見を聞きながらよりよい街路樹を選定していけるように、住民の説明会以後ちょっと時間をいただきまして検討していきたい、こんなふうに思っているところでございます。

それから、次の牛浜駅でございますけれども、20年度、21年度、22年度というふうに基本設計、実施設計、工事ということになりますけれども、全面改修になりますと1年半から2年かかるというふうに説明がございましたので、22年は厳しい

かなというふうに考えますけれども、実施設計と基本設計をJRで負担していただけるということになりますと、20年、21年で基本設計、実施設計ができれば、21年の中盤から工事に入るとなれば、22年の3月の末、年度末までに何とかクリアできる方策もあるのではないかと思いますので、今後概要が示された段階でJRにこの辺も確認をしていきたい、このように思っているところでございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、名称変更された北関東防衛局についてでございますが、これはこれまでの防衛施設庁を廃止し、その機能を防衛省に統合させることにしたことによるものでございます。

今回の組織改正での特徴は2点ございます。1点目は、自衛隊が使用する装備品を調達する部門が新設されたことにより、そのために北関東防衛局に防衛補佐官、これは自衛官でございますが、自衛官が配置をされております。2点目は、お話がございましたが、防衛施設庁の談合事件、このような事件を二度と起こさないよう、局に会計監査官を配置したところでございます。

これらのことに伴い、北関東防衛局と本市とのかかわりについてでございますが、基本的には変わりがなく、これまでの仕事を継承していくことといたしております。これまでの東京防衛施設局は局長、次長と総務部、施設部、事業部、建設部の1局4部で組織されておりましたが、北関東防衛局におきましては本市と大きなかかわりを持っておりました施設部の一部と事業部の一部が統合され、企画部となっております。また建設部が調達部に、それに施設部の一部と事業部の一部が管理部となり、総務部に大きな変化はなかったところでございます。このように部の数は従前と同様に1局4部の組織となり、次長の下に先ほど申しました防衛補佐官と会計監査官が配置をされております。

なお、先ほども申し上げましたが、本市とかかわりの深い基地周辺対策につきましては、従前は事業部に所属しておりましたが今後は企画部に、また在日米軍再編につきましては施設部でございましたが、今後は企画部となりますことから窓口が一つとなり、一本化されたことに伴いまして効率的に進めていくことが可能となると考えておρισして、より密接に仕事を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○市民部長（石川弘君） 2点ほど再質問いただいております。

1点目の特定検診につきましてでございますが、老人保健法に基づき行われていた住民、市民を対象とする基本検診はなくなり、40歳から74歳までの方、被保険者及び被扶養者につきましては、高齢者医療確保法に基づき医療保険者が特定検診等を行うというふうになってまいります。

そこで、特に他の社会保険、あるいは被保険者の被扶養者の特定検診について御心配をいただいていることではないかと考えますが、国保と同様に被用者保険の被扶養者について、居住する市町村で検診を受けられればとのことでございますが、基本的にはただいま申し上げましたとおり、法律の中ではそれぞれの被用者保険の保険者が検診を行うということになっておりますが、被扶養者のその検診の実施方法について、現在東京都では保険者協議会で特定検診、あるいは指導専門部会を設置しまして医療保険者の代表者、あるいは専門委員として東京都医師会等により、どのようにしたら

円滑な実施ができるかということも協議しているとのことでございます。今後何らかの方策が出てくるものではないかというふうに考えております。

それから、特定検診の流れでございますが、国が示したもので、今後も運用面の中で詰めていかなければならないようなところもございます。国保の場合でございますが、まず国保の被保険者、被扶養者全員に受診券を送付いたします。そうすると受診者につきましては医療機関に検診の予約申し込みを行いまして、医療機関の検診を受けるということになってまいります。

検診結果につきましては、保険者が本人に書類で通知されるか、あるいは手渡しというようなところでございますが、この辺につきましても今後詰めていくというようなこととなっております。

それから、検診データでございますが、磁気ディスクで国保連に送付されまして、国保連で検診結果により回送化を行います。そして受診者の回送化された方に保健指導等の案内を行いまして、あわせて保健指導等の利用券を送付することとなっております。その後、保健指導を行っていただくというようなことになってくるものでございます。

いずれにいたしましても、いろいろなことが遅くなっておりますが、いろいろ問題を詰めているところでございます。市民の方がわかりやすく、利便性があり、安心して検診等を受けられることが必要であるというふうに考えております。

それから、2点目の国民健康保険特別会計の補正でございますが、これにつきましては、ただいま申し上げました平成20年度から保険者に義務づけられる特定検診、保健指導事業にかかわるシステム開発を全区市町村共同で国保連合会にお願いをしようとするものでございました。その開発経費として、福生分として526万4000円を歳入し、歳出において同額を国保連に支出したというようなところでございます。○20番(小野沢久君) それでは、再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず、平和のつどいの関係での記録が途中抜けているという、そんな昔のことではない、平成2年ですか。そんなに前ではないから、いろいろ尋ねれば出てくるのではないかと思うので、ぜひこれは、抜けていたのではこういう記録というのは意味がなくなってしまうと思うのだよね。ぜひ穴埋めをしていただいて、できればテーマも、どんなことをやったぐらいのテーマぐらいまでは、今のうちならそれなりに調べようがあるかと思うので、そこまでやっていただきたいと思っております。これはお願いしておきます。

それから、追悼式もこの形でこれから続けていくということでございますので、遺族の方の会員が17名ということですね。寂しくなりますけれども、お願いをしたいと思っております。

それから、前に戻って、平和のつどいですがけれども、一番最初に申し上げたように、戦争を体験をした方が本当にそういう面では少なくなってきたしまっている。やはり語り継ぐといっても、ゲームでよくある、内緒で言って、隣へ行ってだんだんいくと言ったことが全然違ってしまうということがあるので、やはり一番現場に近い方の意見も、やはりよくそういう面では、余り先へいってしまうといなくなってしまうと困

るので、その辺も含めてこれからの取り組みに取り入れていただければなという思いですが、よろしく願いいたします。それは質問ではございません。

それから、忠霊塔なのですが、汚れている。確かに汚れて、所々に雨が、しずくが染みて出てきて、結構傷んでいるのですよ。懸念されるということなのだけれども、非常に公費でやるというのは難しい。私も最初からこれは難しいなと思ってはいて質問をしているのですけれども、経過からして公費というのはなかなか、公費でできればいいのだけれども、やるとなるといろいろ問題が出てくるから。

それで、今の答弁でいきますとだれかが、関係する方がやってもいいと、ある種市はあずかり知らんということになってくるのかな、そういう面では。だから篤志家がいって私の費用で直しますということも可能ということだよ。可能ということで、仮にそこに手続きが何らかの関係、いるとすれば福祉部の社会福祉課がお手伝いできるということでもいいのかな。星野部長がうんと言っているからいいのかな。それはそういうことだよ。だから原則として公費でできませんという確認、それ以外でやる方法はあると、あると事務的な手続きはするということですよ。このことはそのことだけの確認をさせていただきたいと思います。

田園通りなのですが、いろいろ御答弁いただいて、これで交差点も雨が、水たまりができなくて、横断歩道ができるのではないかと想像しておりますけれども、図面ができてこないと全く見当がつかない話ですから、図面ができてきたらその辺をよく検証してみたいと思います。お願いいたします。

それから、街路樹なのですが、検討する、検討すると言ったって、よく自分が歩くと思って考えてみて。だって同じものがずっとあるよりいろいろ変化があった方がおもしろい。夢があるじゃない。季節に花が咲いて、実がなるとあれは落ちちるからまずいのだけれども、その方が夢があるじゃない。歩きながらだって、この真夏の暑い時期にサルスベリが咲いていてみな。結構きれいなものですよ。昭島市にもありましたけれどもね。もう少し、同じお金をかけるのなら、考えてよ、それは。ここは質問、答えがなくなってしまうからここはいいです。お願いします。

それで、健康行政のことにいかないと時間がなくなってしまうので、ようは今、石川部長が答えたけれども、だって保険者ではないところでやらないのが、だってそれぞれの地域でできるといったってできるわけじゃない。保険者がやるのだから、そうでしょう。だから皆さんの奥さんが、共済の奥さんが、青梅市の人が青梅市でやると言ったってできるわけないだろうに、このルールでいけば。できないでしょう、それはだって。

もう来年の4月から実施するのだから、そこがいまだにわからないようでは、対応できるの。その心配をしているのよ。それで今流れを聞いてみれば、医者へ行くまでは同じだよ。その後の結果は文書でくるのだよ。それではだって全然真実味がないではない。こっちだって悪いと言ったって、数字を見たって、どこまで悪いかわからないのだから、現実はそのようなのだよ。それでいいのというの。健康行政は後退しないのという質問なの。だから後退するかしないかだけ、その答えをお願いいたします。

ですから前段と含めて2問ぐらい質問しておいたかな。お願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 後退するかしないかということなのでございますけれども、いわゆる「健康ふっさ21」というその計画、健康増進というところでは後退してはならないと思っておりますし、増進をさせなければいけないと、それは従前と変わるところではございません。

ただ、その前提となる従前の基本健康診査が特定検診という形で変わっていくということになりますので、そこでは基本的には各医療保険者対応という形になるわけで、その医療保険者がやはりそれぞれ被保険者、あるいは被扶養者の特定検診、特定の保健指導、これは責任を持って対応するということが義務づけられるわけでありますから、それは保険者としてやはりやっていただかなければならないと、そんなふうには思います。

ただ、現実の問題としてなかなかこれはキャパシティや、あるいは要件整備等保険者であろうかと思っておりますので、その場合どうするかということが今、医療保険者協議会でしょうか、そういったところで協議をされているという段階でございますので、私どもとしては基本的には、要するに検診は変わらないと、そんなふうには思っております。

○20番（小野沢久君） 時間になりました。いずれにしても、この健康行政が後退してもらっては困りますので、市民厚生委員会にとにかく国保も含めてきちんと流れを、フローを書いて、わかりやすく説明をしていただいて、それから市民に十分PRをしないと、せっかく今まで積み重ねてきたことが非常にそういう面では成果がなくなってくると思っておりますので、よろしく願います。

終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、13番羽場茂君。

（13番 羽場茂君質問席着席）

○13番（羽場茂君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。通告に基づきまして3項目の一般質問をさせていただきます。

1項目目は、防災行政無線についてお伺いいたします。今、台風が近づいている中で、なんか因縁を感じますけれども、お願いいたします。

来年度に向けデジタル化の工事を予定しておられるということで、それに関連して質問いたしたいと思っております。昨日も末次議員さんが質問がありましたように、多摩地区の震源の地震、あるいは豪雨など自然災害の予兆が不気味にあるわけでございます。また、横田基地を抱えている福生としましては、再編、あるいは航空総隊の移転などによりテロの危険性なども宿命的に負っておるわけでございます。

その中で、防災行政無線は市民の命綱として高い重要性を持っていると思っております。そこで、いざというときに聞こえるか聞こえないか、情報が伝わるか伝わらないか、それは市民の命に関わることもあるかもしれない重要な問題だと思っております。

かねてより、市民の皆さんから防災放送が聞こえにくいという、そういうお声を聞きますけれども、今回のデジタル化に当たってこの点は改善されるのかどうかお聞きいたしたいと思っております。

また、この点を解決する一つの策として個別受信機による方法があると思いますけれども、この点について、デジタル化に伴って改善とか前進はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

さらに、この10月より気象庁が緊急受信速報を始めるわけでございます。これは御案内のように地震発生後、各地の地震の震度予想というのがコンピューターで出まして、到達までの時間と、それから震度予想というのが緊急にテレビ、ラジオで放送されるというものでございます。一部の地震には大変有効とされておるわけでございます。このことと今回のデジタル化に当たって改良の中での関連性というのはあるのかなのか、気象庁のこの通報システムを利用するのかどうかについてお聞きいたしたいと思います。

2項目目は、都市基盤整備ということで、歩道などに面するブロック塀や有刺鉄線などの安全対策についてお伺いいたします。

まず1点目が、先の中越沖地震の被害の中にもブロック塀の倒壊によるけがの被害というのもございました。市内の歩道、特に通学路に面しましたブロック塀の中で、地震のとき等に倒壊の危険があるようなものに対してどのような安全対策をしておっしゃるのかお伺いしたいと思います。

また2点目として、市内の各所に気がつく和有刺鉄線での囲いが道路に面しているところがございまして、暗がりや接触したというようなこと、あるいは小学生が夢中で遊んでいてけがをするというような事例を聞いたことがありますけれども、これらの安全対策につきましてもいかが考えておられるかお伺いしたいと思います。

また3点目として、先日、新宿区で全く大きな看板が落下しまして、通行人が大けがをするというようなことがありました。市内にも多くの看板があるわけですが、これらの安全性については確認されておるかどうか、それについてお伺いしたいと思いますとともに、特に通学路で細い歩道に生け垣、特に生け垣なのですが、樹木が生い茂りまして、はみ出していて、特に傘をささなくてはいけないときに歩道からはみ出さざるを得ないような、そういう箇所がございまして、なかなか苦慮しているということもあります。こうしたことへの対応はどうされているかお伺いしたいと思います。

そして、3項目目は福祉行政について、小児救急医療体制についてお伺いいたします。

昨年9月の定例会において、365日、24時間の小児救急体制、これができないものかということで一般質問させていただきました。そのときに部長さん、課長さんの方から、今、西多摩医療圏の中で鋭意話し合っている、何とかしたいという力強い御答弁をいただいたわけですが、その後1年経ちましてどのように前進されているか、その進捗状況につきましてお伺いしたいと思います。

以上3項目、どうかよろしくお伺いいたします。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

防災行政無線についてですが、初めに難聴地域対策についてということで、18年

度の基本設計によりまして10カ所ほどの子局の増設が必要ということになっておりまして、増設により難聴地域が解消されるということになってまいります。

また、現在、市内放送はマイクに直接音声を入れる形ですけれども、新システムでは発進する情報をパソコンに入力することによりまして音声変換されて放送されるという形になりますので、音声入力者の個人差により聞き取りづらいという現在の状態を解消することができ、デジタル化で雑音のないクリアな放送になると思います。

次に、デジタル化による戸別受信機ですが、一般用として100台のほか、聴覚障害者用として文字を表示することができ、見逃した場合でも文字表示の確認ができる戸別受信機を50台導入する予定をしております。

次に、気象庁の緊急地震速報との関連ですが、ことしの10月1日からすべてのラジオ・テレビで気象庁が発表する最大震度5弱以上が推定される地震を知らせするということが発表されました。新システムでも緊急地震速報の対応ができるようにしたいと考えております。

次に、都市基盤整備についての歩道等に面するブロック塀や有刺鉄線などの安全性についてです。福生市でも震災に備えまして、法に基づく計画として福生市耐震改修促進計画を策定して、市内の住宅などの耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、ことしの4月から新耐震基準以前に建てられた建築物に対しての耐震診断の助成を開始いたしました。

そこで、御質問の歩道等に面するブロック塀の地震等の対策についてですが、この福生市耐震改修促進計画の中でも、耐震化にかかわる関連施設として、地震発生時のブロック塀の倒壊等で死者、負傷者数が出ることを予想し、安全性確保の観点から、市域全体でブロック塀の倒壊対策を講じていくため、ブロック塀の所有者に対して生け垣設置等補助事業を紹介するなど積極的に生け垣化を誘導し、また市民の方がブロック塀の安全対策や改修を行えるように、塀の高さや控え壁の間隔などの正しい技術基準についてもパンフレット等によるPRを行っておりますので、所有者の理解をいただきながら取り組んでまいります。

次に、民有地で所々に有刺鉄線で囲まれている箇所の安全対策についてですが、この有刺鉄線は公道ぎりぎりのところに設置されておりますが、あくまでも私有地内です。ありますので、特に市で規制を設けることはできないと考えております。

しかし、この有刺鉄線でけが等をした場合は、設置者の管理責任を問い、損害賠償を請求できるようですが、いずれにいたしましても、そういった場所があれば現場を確認し、危険な状況であれば土地所有者に事前に説明して撤去していただくようお願いをしていくと、こんな形にしたいと思っております。

次に、看板の落下や植木のせり出し等歩行者の安全対策の方法ですが、看板等、いわゆる広告物等の安全性については、東京都屋外広告物条例では看板等の広告主、所有者のみならず広告物等を設置する請負業者などは補修、その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務が課せられており、さらに構造及び設置の方法が危険な広告物を設置することや、落下や倒壊の恐れのある広告物等の管理義務を怠ることは条例で禁止されておりますので、適正に設置、管理されていれば安全であると言えます。

しかしながら、現実には落下事故が発生をしている例もあり、市内で現在許可をしている広告主、所有者には広告別の適正な管理についての啓発活動を実施しております。

また、樹木の歩道内へのせり出しにつきましては、市民からの苦情があった場合は直接問題の場所に出向き、剪定の依頼をしており、普段のパトロール等で看板や樹木等歩道での歩行者の安全を確保するために、危険と判断した場合はその都度注意をいたしております。今後も広報等で歩道への不法占用等の啓発活動を実施し、市民、事業者の皆さんに協力をお願いしていきたくと思いますが、お気づきになりましたらぜひ御連絡をいただければと思います。

次に、福祉行政についての小児救急医療体制整備の進捗状況ということでございます。小児の救急医療体制につきましては、現在、西多摩医療圏の小児二次救急医療は、休日等及び全夜間において、要するに24時間、年じゅうということでございますが、診療、入院ができる青梅総合病院が行うことになっております。

しかし、入院を要しない発熱等で休日、休日準夜、平日準夜などに診療できる小児の初期救急医療制度を広域的に考えてみてはどうかとの学習会が始まりまして、福生市、羽村市、瑞穂町の保健衛生担当課長と福生病院の関係課長の4人を中心にして検討してまいりました。この学習会で各市町村の休日等における診療態勢の把握、開設における問題点の抽出、協議がなされ、北多摩北部医療センター、あるいは武蔵村山病院の小児初期救急を視察するなど現在まで十数回の協議がなされております。

しかしながら、全国的にも小児科医、産婦人科医などの不足が指摘されているように、福生市、あるいは西多摩圏内におきましても小児科医の不足はいかんともしがたい部分がございます。小児初期救急医療態勢を検討する中ではその検討を阻む大きな要因となっております。学習会はその後進展をみていないということでございます。

したがって、福生市といたしましては現在のところ、福生市医師会を初めとする市内医院の協力、あるいは市の休日・準夜診療を御利用いただきながら対応してまいりたいと、そんなふう考えております。

以上で羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（羽場茂君） 御丁寧な御答弁大変にありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目目の防災行政無線についてでございます。今回10本ふやして難聴地域がなくなるという想定のもとにやられるということですが、例えば豪雨のときに聞こえないとか、あるいはどうしてもビルの上下、あるいは新築の建物ができたときに変わるとかいろいろあるわけがございます。また近くの人はずるさくて寝られないというこの相反するものの中でありまして、私もちょっと何とかならないかという

る調べてみたのですが、実は、これは要望というか、あれなのですが、平面スピーカーというのが今開発されているのがありまして、ラップみたいなのではなくて、ただの板みたいになっておりまして、非常に指向性が高く、遠くまで真っ直ぐいくのだけれども、近くはそれほどうるさくないというようなのがあります。これは実績がどうかというのはちょっとなかなかわからないのですが、そういったものも含めて、そういうひとつのうるさいという声と、それから聞こえないという声が少しでもなくなるように、いざというときにすべてに伝わるように、研究をお願いしたいというふうに思います。

それから、戸別受信機ですが、新しいシステムでも100個ということで、恐らく町会長さんとかそういうところにお渡しするのだらうと思うのですが、100個ということは恐らく1個あたりはかなり高いものではないかなというふうに思います。したがって、100個ぐらいということだと思のですが、前もちょっと、また言うのもあれなのですが、今現在の防災行政無線、FMで50メガヘルツ前後でやっていますので、例えばこれを周波数変換してFMラジオで聞こえるような機械をつくらうと思ったら、ちょっとチップを買ってきて、300円か400円でできないことはないわけでありまして。そういう不完全なものでもそうやって聞こえることは可能なのですが、今回デジタル化したとしても、デジタルになるとどうなるかわからないのですが、戸別受信ということももっと安いもので本当は開発できるのではないかというような思いがあるのですが、そういったようなことができないかどうか、今現在わかっているところで教えていただければと思います。

それから、その戸別受信機が難しいというのであれば、代わりに有効な手段というのがメール配信だと思うのですね。携帯電話、私はあの携帯メール嫌いですが、これはデジタルで打ち込んでそのまま流すだけですから、うまく使えば直で配信できるということで、今までのわざわざ別でやっているのと違って直接いくという、福生にいらなくても情報が伝わるということでかなり有効な手段だと思いますが、これを結接してやるようなことは御検討になってないかということ伺います。

それから、3点目の緊急地震速報との対応ですが、やっていくというお話で、前向きな答弁をいただいたのですが、どのようにしていくかというのがすごく問題だと思うのですね。ウーとかいって「こちらは防災福生です。あと10秒後に地震が…」とか言っている間にきてしまうわけですから、どうやってラジオもテレビも見てない人、屋外にいる人にあと10秒なり20秒なりの情報をなるべく、これは100%というのは無理かもしれませんが、これをやれるということは大きな、いわゆるけが、死亡事故というのを防ぐには大きな力になると思うのですが、例えばその音を決めておいて、市民全員がわかっているような音で、あと10秒とかいうのが、それだけがぱっと出ていけるように考えていらっしゃるかどうか、そこら辺のことをどういうふうにするのか、お考えがあればと思います。

中越沖地震でもやはり亡くなった方が9名いらっしゃったかと思うのですが、たいがい高齢者の方で家の下敷きという形が多いと思うのですが、10秒とかあれば、下敷きになったとしても机の下とかそういったところにいける、そういう訓練をしてお

けば死亡からは脱却できる有効な手段だと思しますので、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから、2項目目の看板とかの、有刺鉄線の件でございますけれども、実績といひますか、これは担当者のお考えでやるのですが、そういった形でブロック塀の、これを生け垣にしていくという御案内をし、いろいろ援助をしながら、今進んでいる状態なのか、それともやはり限界にきているのかどうか。実際にはそういったものに対して、例えばある条例をつくってもう少し促進するようなことが必要な段階なのか、いや、そうではなくてこの形でもう少しやっけていけば推進できる、そういう状況なのかどうか、そこら辺の担当者としてのお考えといひますか、いわゆる言ってもなかなか理解していただけないのか、何とかそれが前進しているのかですね。そこら辺のことについて1点お聞きしたいと思ひます。

3項目目の小児救急についてでございます。大変厳しい御答弁でありまして、それはもうこの小児科医、あるいは産婦人科医の不足の中では当然厳しい状況だというふうに思ひます。先日も奈良県で、産婦人科ですけれども、いわゆるたらい回しということがあったということで、厚生労働省、大臣まで出向くというようなことがありました。

小児科の365日、24時間というのも非常に大変なことだと思ひます。1年前に御紹介いたしました大阪の豊能広域子ども救急センターも、結局近くに医科大があつて、近くにインターン、研修医がいたということと、それから指導したのが大阪府のいわゆる健康保健行政のトップにいた人がやったという、そういうことがありまして、全国でそういうことができるわけではないわけですが、そういう条件が重なつてきたわけでございますが、一つにはこの東京都の中で合計特殊出生率が1番はどこかといえば福生であり、2番はあきる野というふうに、こちら側は一生懸命少子化に対して頑張つて成果を出しているところでありまして、東京都にとって見てもここを大事にすべきではないかというふうに思つておりまして、東京都の関係者と恐らくいろいろお話ししているかと思うのですが、例えば東京都のモデルとして、少子化対策として一つの、東京都が力を入れて小児科医をこちらに配備するなり何なりする一つのモデル地区としてやるような、そういうようなことを進めていくのも一つの、挑戦の一つかと思うのですが、この間東京都との話し合いというか、交渉の経過につきましてもしお答えいただけるようでしたらお願いしたいと思ひます。

以上、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

火災等での戸別受信の問題でございますが、これについてはいろいろ研究する必要があると思つておりますので、ちょっとお時間をいただきまして研究させていただきたいと思ひます。

それと、メールの関係でございますが、火災等の災害情報をメールにて一括の送信でございますが、システム的にはこれはできるとのことございまして、これは無線に文字情報を載せるものであつて、電話回線とはつながっていないため、メールに配信するためには別のソフトが必要となり、費用が別途にかかるということござい

して、これについても少し研究させていただきたいと思います。

なお、このシステムには電話応答装置というものが装置されておりまして、もう一度放送内容を確認したいときには、専用の電話にかければ音声アナウンスにより確認できるようなシステムとなっております。

それと、緊急地震速報の情報を要するに市の無線に流すという問題ですけれども、これについても、これは流すことはできると思うのですが、この放送は、まだはつきりわかってないのですけれども、今の放送ですと全国の放送が全部流れるみたいな形になっていると思うのですが、市に影響するものが、だからどういう形でその情報が取り出せるかという問題もあると思いますので、そういうものを含めて今後研究していくことがあると思いますが、これをすべてぱっと流すことによつてのパニックを受けられる可能性もありますので、そういうところを含めて研究しなければいけないだろうということを考えております。

どちらにしても、今後いろいろな問題については御相談させていただきながら研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、生け垣についての御質問でございますが、実績ということでございますが、この指導につきましては4月から指導を行っておるところでございます。現在としては実績はなく、進んでいる状況ではございませんが、身近におきましては、都の施設で福生高校のグラウンドの囲いがブロック塀から生け垣に変更した例もありまして、地震対策ということで都が実施しているというふうに聞いておるのですが、危険排除だけではなくて景観もすばらしく、緑化にも貢献しているのではないかというようなことが身近にございますので、生け垣等設置補助事業につきましては生活環境部でございますので、連携をして進めていきたいというふうに思っております。現在、歩道生け垣については179件で185カ所、4132メートルの実績があるようでございますので、これをさらに伸ばしていきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） 3点目の福祉行政につきまして御答弁申し上げます。

小児救急医療整備ということでございますけれども、一つちょっと御理解をいただきたいのですが、市長答弁にもございましたように、いわゆる24時間体制という点につきましてはこれは二次医療圏、具体的に申し上げますと青梅総合病院、その前段のいわゆる小児の初期救急医療というような形で進めてきているところでございます。

この点につきましては、東京都におきましていわゆる小児初期救急事業に対する支援体制ということがございますので、そのようなことでは東京都の福祉保健局の医療政策部というようなところでいろいろと御指導、あるいは助言をいただいているという状況はございます。

ただ、基本的にこの支援、例えば助成金が対象になるとかというようなところ、それから実際に既に行っている、具体的にやっているところのノウハウの情報提供といったようなところはお聞きはいたしているところでございます。

ただ、市長答弁にもございましたような、現状は大変厳しい状況であるということで、なかなか前進をみていないというところでございます。御理解をいただければと

思います。

○13番(羽場茂君) 大変にありがとうございました。1点目の行政無線につきまして、わかりました。ただ、まだそういう検討というか、研究をする時間というのですか、そういう余裕はあるということのように受け取りましたので、その中でいわゆる本当に防災無線について、大きなお金をかけてデジタル化することについて、市民の皆さんから「おっ、ここまで変わったか」というようなもの、そして実質的にいわゆるよく聞こえるようになったと、またいろいろな情報がわかるようになったということが本当に言っていただけるようなものに研究していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから2番目なのですが、ことし4月からということでありましてけれども、とにかくできる限り努力していただきまして進めていただきたいというふうに思います。実際にこの問題は近隣の方が気がついたりして、そこの方に言いにくいという非常に問題がありまして、いわゆるPTAなんかでも危険なところがあるということで、そこに行ってお願いと、ちょっと険悪なムードになったりということではなかなか言えないという、そういうジレンマのある問題が多いかと思えます。

したがって、住民同士がいがみ合うような形にならないというのをどうやってつくっていくかというのが非常に大事なところだと思いますので、しっかりとやっていただきたい。というのと、これは今から台風がくるわけですのでありますが、看板が飛ぶというようなことで非常に危険があるわけですので。

ちょっと余分なことかもしれませんが、よくフェンスにこれくらいの鉄板でいわゆる看板があって、割と低いところに設置されていて、四隅を針金でとめているところ、ところが、大概の針金は腐って、上だけついていて下が取れていると、したがって、普段は余り感じませんが、風が吹くと横にびゅっと上がると、そのときに自転車で走っていればぱしと当たるといような、そういう看板も多すぎて、なかなかそれが古い看板で、だれが責任者かとか、そういうことがわからないようなものもあつたりして、非常に危険を感じたりします。勝手にいろいろな、もぎ取ったりできませんものですから、そういったものにどうやって対応するか、言ってもできないということであれば、何か対策を立てなければというふうに思いますので、そういったことも含めてお願いしたいと思えます。

それから、小児救急医療でございますけれども、厳しいということではわかったのですが、何とか少しでも前進するような形でやっていただきたいと思います。

先日、日の出町にある用で行きまして、新築の家に行きましたら、若い御夫婦で、家を建てるに当たってここに来たのだと、どこから来たのですかと言ったら、南田園からということだったので、どうしてかと言ったら、日の出町、いろいろ子育て支援策でもらえるからというように、ショックを受けて悔しかったのですけれども、そういうのではなくて福生だっているのだからというのがありまして、その中で大きなやはり子育ての中で医療ですね。よくあります土曜日、日曜日の夜に発熱が起こるわけで、二次救急までいかないのだけれども、本当に若い夫婦にとってみると青ざめるような、これをどうやって解決していくかというのが大きな課題

であるし、これが安心できるようであれば非常に子育ての進んだところになるというふうに思います。

いろいろな形があるかと思えます。完全に形ができるものではなくて、システムでクリアできる部分もあるかもしれませんので、担当者の方にはさらに努力をしていただきたいというふうに要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、7番加藤育男君。

（7番 加藤育男君質問席着席）

○7番（加藤育男君） 貴重なお時間をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

通告に基づきまして、今回は3項目にわたっての質問とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず初めに、福祉行政について、認定こども園についてお尋ねしていきます。

冒頭で福祉行政についてと題しましたが、この認定こども園の内容が幼保一元化、今はこの言葉は余り使われなくて、幼保連携というそうでございますが、いずれにしても、質問の内容の性格上、教育にも関連いたしますので、そちらの方に話が進んでいくかもしれませんが、そのときはよろしくお願い申し上げます。

さて、その認定こども園制度ですが、幼稚園と保育所については、近年保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、全国的な少子化の流れが進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置すると、子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、あるいは子育てについて不安や負担を感じている保護者への支援不足などの課題解消のため、制度の枠組みを超えた柔軟対応施策であり、意図するところは幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みをつくろうという観点上からの法律だと思えます。

特に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律が平成18年6月に制定され、この法律に基づいて就学前の教育及び保育のニーズに対応する新たな選択肢である認定こども園制度がスタートすることになったと私も認識しております。

このようにお話ししていきますと、大変結構な施策であると思われませんが、私自身、大変不勉強ゆえかまだぴんとくるものはありません。また、幼稚園や保育所関係者にお聞きいたしましても、設置認定の基準や、国や都からの補助の内容等についてまだきちんと把握されてない御様子でございます。

これはある意味、国や都からの少しPR不足かなとも思ったりしておりますが、いずれにいたしましても、ここでは改めて最初入り口からお尋ねしていきますが、その1点目として、この認定こども園制度の設置に至る経過と概要はどのようになっていますでしょうか。

また、この認定こども園を設置、運営するに当たって国や都からの補助はどのようになっていますでしょうか。お知らせください。

それから、設置に向けて近隣他市の動向はどうなっていますでしょうか。

それと、我が市においても市内幼稚園や保育所で実施への動きはあるのか、お尋ねいたします。

また、この制度は側面から見ると保育園の待機児童問題の解消という意味合いもあるようでございます。幸い我が市においては、関係各位の御努力で現在は待機児童数ゼロという状況でございますが、現実には保護者の希望通りの園に入園できるかということ、少し疑問符がつくようでございます。これらのような現状を踏まえまして、この認定こども園制度に対する市の考え方はどのようなになっているのかお聞きいたしておきます。よろしく願いいたします。

2項目目、選挙開票作業についてお聞きしていきます。

去る7月29日に参議院議員選挙が行われ、その開票作業を私も開票立会人として経験する機会をいただきました。そのときの感想を含めて質問させていただきます。

私の場合は比例区の方の立会人でございまして、まずその時間が、開票時間が大変長くかかるものだなと感じました。終了したのは明るく30日の多分3時前ぐらいだったと思います。確かに160人近くの候補者がいて、そのほかにさまざまな政党に分類していく作業は複雑で、短時間に正確さをもって終わらせることは大変困難で、選挙制度にも問題があると思われました。

しかしながら、後日の新聞報道によりますと、都内でも多摩市や府中市はその日の12時ごろには開票作業が終了しているようでございます。我が市との時間の相違はどこにあるのか、また開票作業の手順はどのようなになっているのかお聞きしておきます。

それと、今回の開票作業では結構ミスがあったのではないかなと感じております。それはさまざまな開票作業の流れを経て、票が最後に私たち開票立会人である前の机に置かれるわけでございます。それが100票ずつの束が5束、500票にされて置かれるわけでございますが、その際、一番上の束と残りの4束とが同一政党ではなかったということがありました。そこに間違っ立会人も捺印というか、押印したような部分もありましたので、ちょっとこれはまずいかなと、そういうふう感じたので質問させていただきます。

選挙というものは、市民が政治への参加として公平に与えられた投票権により意志を示す機会であり、民主主義の根幹をなすものであると認識しております。そのような重要なものの開票作業に当たって適正かつ迅速に、また公平に執行していくことが一番大切なことだと思われませんが、選挙管理委員会の見解はどのようなになっているのかお聞きいたします。

3番目は、教育行政についてお聞きいたします。

市内小・中学生の学力向上に向けてでございます。毎年この時期になるとこの質問が私にとって恒例となってきております。今回は大変喜ばしいことに、都内23区、26市、49市区自治体の中で最下位を脱出し、事態が好転している状況ですので、質問を取りやめようと思ったのですが、先輩議員からの進めもありましてお聞きいたします。

まずは、教育委員会と各学校現場の関係者の御努力に感謝をいたします。しかしながら、まずここがスタートラインで、むしろこれからが大事だと思われれます。学力の低下はいじめや不登校等に至る一つの大きな要因にもなっていますし、児童・生徒たちの輝かしい未来に向かっての選択肢の減少にもつながる可能性を招いてしまうやもしれません。ぜひこれからも児童・生徒における基本的な生活習慣の確立も含めて、基礎学力の向上に向けて一層の御努力をお願いしたいと思います。

そこで、質問でございます。まずはこの都の学力調査結果に対して教育委員会としての分析をされていると思いますが、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

また、前回までのこの質問に際しての御答弁で、市独自の施策を用意、展開されていくとありましたが、今回の結果を踏まえてその成果をどのように評価されているのか、また続けて今後はどのような施策を考えておられるかお聞かせください。

以上、私の第1回の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野沢久人君登壇)

○市長(野沢久人君) 加藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

認定こども園についての1点目、認定こども園の経過と概要についてです。最初に経過ですが、国で幼保一元化総合施策の検討が進められ、平成18年6月、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が成立をいたしまして、6月15日に公布されました。この法律は、幼稚園と保育園等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講ずるためのものであります。

また、東京都においてはこの法律の施行に伴い、平成18年12月、東京都認定こども園の認定基準に関する条例を施行し、平成19年5月31日に平成19年度東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱が制定されております。

次に、概要ですが、小学校就学前の教育や保育を一体としてとらえ、一貫した幼児教育や保育を提供する新たな仕組みとして、保育に欠ける子も欠けない子も受け入れることや、すべての子育て家庭を対象として、子育ての不安に対応した相談や、親子の集いの場を提供する機能を備えた施設として、都道府県知事から認定こども園として認定を受けることができるというものであります。

認定を受ける施設として四つの形がありまして、これは前にも申し上げたかもしれませんが、一つ目は幼保連携型で、幼稚園と保育園の建物が一体的に設置され、両者が連携し、運営する形、二つ目は幼稚園型で、幼稚園が保育に欠ける子どもの保育時間を確保し、保育所的な機能を備える形、三つ目は保育所型で、保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備える形、四つ目は地方裁量型で、幼稚園、保育所いずれの認可も要しないが、地域の教育や保育施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備える形となっております。その上で、保育従事職員の配置や施設設備などの認定基準を満たすこととなっております。また利用の手続きは利用希望者が認定こども園に直接申し込み、契約を行うこととし、認定こども園が設定した利用料を支払うこととなります。

次に、2点目の設置、運営に当たっての国等からの補助についてですが、既存の幼

稚園、保育所、認証保育所が認定こども園に移行する場合には、既存の法的位置づけを保持したまま認定を受けるもので、既存の補助制度が基本となっております。

先ほど申しあげました認定を受ける四つの形によりまして、国の財政措置の違いはありますが、国の財政措置の対象とならない場合でも、東京都及び市が補助することとなっており、サービスや利用者負担に大きな格差が起こらない仕組みとなっております。

例えば幼稚園型の年齢区分型としてゼロ歳から2歳を受け入れる場合では、既存の補助制度がないため、東京都の認可外保育施設運営費補助が適用され、開設準備経費補助として1園当たり6000万円を上限として2分の1が設置者負担、残りの3000万円を都と市でそれぞれ2分の1負担することとなっております。また開設後の運営費についても、11時間開所の場合、年齢区分ごとに児童1人当たりの月額単価が補助され、都と市がそれぞれ2分の1を負担することとなっております。

次に、3点目の設置に向け近隣市や市内幼稚園、保育所の動きということでございますが、全国状況では、平成19年6月18日現在では31都道府県で99施設が認定され、このうち80の施設が幼保連携型及び幼稚園型となっております。東京都では3園が幼保連携型として認定されております。

また、近隣市の認定こども園の開設状況では、小平市の幼稚園で9月から開設し、八王子市の幼稚園が10月から開設予定で、それぞれゼロ歳から受け入れる年齢区分型となっております。その他の市でも開設の相談は受けているようです。

次に、市内幼稚園、保育園の動きとしては、保育所からは特に相談はございませんけれども、幼稚園1園から認定こども園についての相談があり、幼稚園型の年齢区分型として現在の幼稚園とは別に1歳、2歳の児童をそれぞれ10名程度受け入れ、そのための施設を設置していきたいとお話を伺っており、今後具体的な事業計画を示していただく予定となっております。

次に、4点目の認定こども園に対する市の考え方ですが、この制度はまだ始まったばかりで、幼児教育や保育を提供する新たな枠組みとなってまいりますことから、保護者にとりましては選択肢が一つふえたことになりまして、定員割れを起こしております幼稚園、あるいは加員の保育園等の問題解決等に役立ち、子育て支援につながっていくものと、そんなふうに見ております。

次の選挙開票事業については選挙管理委員会から、教育行政については教育委員会からお答えをいたします。

以上で加藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 加藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

私の方からは3点目の教育行政について申し上げます。児童・生徒の学力向上に向けての御質問でございますが、東京都教育委員会が実施をいたしております児童・生徒の学力向上を図るための調査につきまして、その結果につきましては、小学校では国語、算数、社会、理科の4教科で本市児童の平均正答率は73.2%、都平均との差を前年度と比較をいたしますと1.9%縮小し、改善が見られたところでござい

す。中学校では国語、数学、社会、理科、英語の5教科の平均正答率は67.1%となっておりまして、同じく前年度と比較をいたしまして3.5%都平均との差が縮小し、改善をされております。

小学校、中学校ともに教科ごとに評価観点別に不足をしている力を掌握をし、昨年の調査結果と比較をいたしますと、1から5%の回復が見られております。特に中学校では数学、社会で5%以上の回復が見られました。ただ、私どもが目標にしております各教科の正答率70%の目標を達成できない教科もございますので、引き続き学力向上に向けた支援を続けていくことが重要と考えております。

また、本市独自に実施をいたしております基礎的、基本的な内容の定着に関します調査について見てまいりますと、この調査は本市で導入をいたしました授業指導補助員の成果と課題を検証するため、東京都で実施をいたしました調査問題を活用して、毎年6月前後に市内小学校の学習の較差が大きくなりやすい4年生の全児童に対して実施をいたしているものでございますが、この調査からは算数の基礎的、基本的な内容の定着に一定の成果があったことが明らかと見ております。

具体的な成果の一つは、得点の低い児童の割合が減少したことが見られます。例えば60点未満の児童の割合は、本調査を始めました5年前の数値であります19.1%に対しまして平成19年度は13.1%に減少しており、6.0ポイントの改善が見られ、その中でも35点未満の児童の割合は、本調査を始めた5年前の5.6%に対し平成19年度は3.1%まで減少し、2.5ポイントの改善となっております。日ごろからこうした児童・生徒のデータを正確に受け止めながら、恒常的に授業改善の認識を深めるよう指導、助言に努めてまいりたいと存じます。

また、児童・生徒に関します学力向上策についての今後の見通しということでございますが、まず教職員の日常の授業指導の工夫改善はもとより、小学校、中学校での連絡、連携という観点から、福生市公立学校教育研究会の中で小・中連携の研究実践を始めております。この取り組みは年間10回開催をし、教科、領域等の研究授業を通した実践研究を行い、教員の指導力の向上を図ることにより児童・生徒の学力向上に資することを目的に活動いたしております。

このほかにこれまでの取り組みといたしましては、本市では指導体制確立のために少人数集団による指導の実施や、授業指導補助員の配置など指導者の複数配置を進めております。本年度は東京都から少人数集団による指導を実施するために12名、不登校対策に2名、小1問題研究のために1名の定数を上回る正規教員の配置を受けております。

また、市独自の事業であります授業指導補助員を小学校第1学年から第3学年までの国語、算数に拡大をし、現在29名の授業指導補助員の方々に入っただき、あるいは中学校には適応指導補助員として4名を配置し、そして特別支援学級の指導補助員として延べ10名の指導補助員を配置をし、個別指導の充実に当たっているところでございます。

まだまだ課題としては大きいながらも、こうした取り組みが本市の児童・生徒の学力向上を図る調査結果などに改善の兆候としてとらえられてきておりまして、引き続

き教育委員会としてもさらなる努力を傾注をいたしてまいりたいと考えております。

以上、加藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 次に、選挙管理委員会から選挙開票作業につきましてお答えいたします。

参議院比例代表選出議員選挙の開票確定時間は7月30日午前2時20分で、多摩26市中14番目でございました。

第1点目の開票作業の手順につきましては、各投票所の投票が終了した後、投票箱が開票所に搬送されてまいります。開票所では開票立会人の立ち会いのもと、投票箱の鍵について点検をいたします。開票管理者の開票宣言後、投票箱から票を開票台に移し、開票に入ります。

参議院比例代表選出議員選挙を例にいたしますと、まず開票分類として政党名記入の票と候補者記入の票に分けてから各政党と各候補者の票に分類します。その際にどの政党、またはどの候補者に投票したものが判断できない票は疑問票審査係に回付して、開票立会人の意見を聞いて分類をしていきます。

疑問票審査と同時に、第1点検係及び第2点検係で各政党、各候補者の票に分けた中に混入票がないのかの点検をしてから計数係が点検済みの票を計数器で100票ずつに数えて1束にし、これをもう一度別の計数器で数え直します。

その後、検査、結束係で100票ずつの束を5束、500票にし、政党名、または候補者名と得票数が記入された付表を付け、開票立会人及び開票管理者の点検、押印を受け、計算係が政党、または候補者ごとの得票を計算していきます。計算された票は各政党、または候補者ごとに積載台に票が積み上げていくこととなります。

このような流れで開票作業が行われるわけですが、今回の参議院比例代表選出議員選挙の開票の際に、各政党及び候補者ごとに束ねた票を開票立会人が点検の際、政党票の中に違う政党の票が混ざってございました。他の票が混ざっていることは絶対にあってはならないことであり、そのことを開票立会人の御指摘を受けるまで発見できなかったことは、各係の職務が正確に行われていなかったこと、開票に対する信頼性に疑問を持たせたことで、選挙管理委員会としては大変遺憾であり、申しわけないこととおわび申し上げるところでございます。

今後は、今回の開票を教訓として、このようなことが起こらないように開票手順の見直しや、開票事務従事者に対する事前の打ち合わせを密にし、正確な開票に努めてまいりたいと考えております。

2点目の開票作業の時間短縮と正確さについてでございますが、統一地方選挙の際に報道機関が開票の迅速化について盛んに記事にしております。早稲田大学マニユフェスト研究所では、全国の市町村が一斉に1時間開票時間を短縮すれば人件費が11億円削減できるとの試算をしております。このように開票作業について時間短縮がさげられており、開票時間の短縮は不可欠であることは確かです。

しかし、開票時間短縮が開票の正確さを損なうものであってはならないことは言うまでもありませんので、今後も正確性を第一に、かつ迅速及び効率的な開票に努めるための工夫をしていきたいと考えております。

以上で加藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

~~~~~

午後3時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（加藤育男君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問に移らせていただきます。

最初の福祉行政について、認定こども園についてでございますが、これは御答弁でもお話されましたけれども、文部科学省と厚生労働省の肝入りで始められたということでございますが、近年の傾向として共働きの御夫婦が若い世代にふえているということが根幹にあると思います。なかなか核家族が進む中、子どもの教育、あるいはしつけ、手が回らないような状況の中で、長時間子どもの面倒をみてほしいわけでございますから、保育所の方が都合がいいのですけれども、教育的要素も含んでほしいと、こういう要望からきた話だと思えます。

市としては、市内児童の健全育成の支援策で、就学時に関しては今年度から行われるふっさっ子広場で対応されているわけでございます。しかしながら、この幼保連携という施策の将来的な可能性を考えるならば、同じように児童の教育的育成指導に反映され、就学時における基本的な生活習慣の確立、あるいはいろいろな教育的なしつけ等も非常によくするような要因になるような施策ではないかと、そういうふうにご考えております。

インターネット等で、ホームページで見ますと、この施策に関しては集団活動、異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、健やかな育ちを推進する、あるいは充実した地域子育て支援事業だというふうにごうたっております。保護者が働いているいないにもかかわらず受け入れて、教育、保育を一体的に行う機能を有しているということも明記されております。あるいはすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子のつどいの場の提供を行う機能ともごうたっております。

こういうふうに一応建前としては非常にいい施策であると思えますけれども、先ほどから御答弁の中でもいろいろお話していただきまして、ある程度は理解したつもりでございますが、もう少し2回目の質問をさせていただきます。

以前この問題、増田議員の質問の中ですみれ保育園を認定こども園に移行する計画が示された経緯がございます。その検討状況はどのようになっているのか、またこれがいつごろできるという話になっておりますでしょうか。そのところを1点質問させていただきます。

それから、御答弁の中で既存の補助制度が基本となるということでございますが、認定を受けることのできる四つの形の中で、保育園型と幼稚園型とではどのような違いがあるのでしょうか。それに付随して市の負担がどのようになっているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思えます。また市としてはこの認定こども園の形でどれが望ましいと考えておられるのか、あるいは4点目としまして、入所契約、利用料の支払いは

直接利用者と園が行うことになっておりますが、市行政としましてはどのように関与されていくのか、そこらの辺のところもお聞かせください。よろしく願いいたします。認定こども園の方は以上でございます。

それから、選挙開票作業でございます。開票手順についてはよくわかりました。私もその7月29日、あるいは30日の現場で開票作業員の方たちが一生懸命頑張っているのを見ていますので、理解できます。特に選挙管理委員会の職員の皆様は、事前準備に始まり、当日は早朝から夜半過ぎまで従事されているのは本当に大変だと思われま。

ただ、ここでやはり重要なのはその正確性でございます。前段でもお話ししましたが、市民が政治へ参加することの大切さ、これはイコール選挙に投票することだと思っております。私も議員は票を入れてもらう方でございますから、その重みは身にしみを感じております。体のどこかに障害をお持ちの方、御高齢で足元もおぼつかないながらも指定の投票所に足をお運びの方、大変投票するまでさまざまな方がいらっやって、本当にありがたいと思っております。

その市内の選挙権をお持ちの方、現在約4万2200人ほどだそうですが、いろいろなケースの方がいらっやいます。いずれにしても、市民は将来に対しての希望、御自身の思い、あるいは願いを込めて候補者の名前、もしくは政党名を投票用紙に書き込むわけでございますから、1票たりともおろそかにできないことは、私がここでお話を申すまでもなく周知必然のことでございます。それが少し信頼性に欠ける状態だったということに驚いたということでございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

原因を勝手に考えますと、選挙投票日がある党の都合で急に1週間ずれて、福生市としましては市内の祭礼と重なり、開票作業に精通されているベテランの方がいなかったとか、あるいは本年度は選挙が多過ぎたとか理由はあると思います。しかしながら、ぜひその改善策をよろしくお願い申し上げます。

それから、再質問しませんから要望だけ少しお話させていただきます。投開票従事者である市職員の方、あるいは福生市明るい選挙運動推進委員会の方、それから公募の方もおられるのかな。その方たちが人によっては早朝7時ごろから翌日の2時、3時まで、約20時間ぐらい仕事をされるわけでございますから、これは開票作業における集中力の欠如につながるのではないかと思っております。

早い府中市とか、多摩市ですね。そういうところは多人数の公募の方やアルバイトをお願いして、集中的にやるようでございます。その方がスピードは早いし、確かに正確な部分も出てくるのではないかと思っておりますので、そういうこともお考えになっていただきたいなと、そういうふうにも思っています。また、あるいは2交替制ということも考えていただければいいかなと思っております。市の職員の方も夜中2時、3時ごろ終わって次の日の業務ということもあるわけでございますから、そういう部分にも支障を来すのではないかと、そういうふうにも思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。これはとにかく要望でございます。再質問しないのはちょっと無理がありますけれども、一応全部要望とさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

それから、教育行政についてでございますけれども、午前中、1日目に堀議員、あるいは午前中に阿南議員が質問されていまして、もうほとんど同じなので、随分カットしてお話をさせていただきますけれども、阿南議員のところではいまして、3年前より大分よくなってきたと、私自身も中学の支部懇談会とか、あるいは地区連絡協議会、それから現場の先生のお話を聞いたり、独自に授業参観をしてみますと、本当に大分よくなってきているなということは実感しております。また、この何年間か教育委員会が御苦勞されてきた対策が実を結んできたのだと思っておりますので、本当に感謝しております。

ただ、阿南議員の質問でもありましたけれども、去年ですか、TBSやNHKがテレビ報道しまして、ことさらに最下位とかいうレッテルを張ってしまいましたので、その払拭には大変時間がかかると思います。なるべく本当に施策もどんどん打ち出していただきまして、なるべく早くやっていただきたいと、成績が云々というのではなくて、やはりその基礎学力というか、何度も言うようですけれども、やはり選択肢が少なくなるのを避けなければいけないと、そういうふうな思いでございます。

よく市長さんが市民の前でお話されるときに、昭和50年前半ぐらいのときの児童・生徒の半分になってきているというふうなお話をされて、つい最近8月31日で西多摩新聞の中で、都教委が2012年までで公立小・中学校で9.3%減、これは平均ですよ。福生市は20%弱、19.3%が2012年で減るのではないかと、こういうふうな推計が出ております。

やはりこの市は新しい世代の、今教育を受けている子どもたちがやはり担っていただきたいと、そういうふうな気持ちで、私はもういつも思っているものですから、ぜひこのレッテルを張られたから、若い夫婦の方たちが自分の子どもは福生市で教育を受けさせたくないなとか、そういうふうなことを絶対避けるように、胸張ってここで教育を受けさせるのだと、そういうふうになれるような、思えるような、やっていただきたいなと、そういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

そこで、再質問ですけれども、この何年か教育委員会がやってこられた市独自の施策の中で功を奏しているのが、小学校の授業指導補助員と中学校の適応指導補助員の存在だと思いますが、せっかく成果を上げてきているところでございますから、ほかの学年等に増員はできないのか、あるいはほかの部分でも結構ですから、増員はできないのか、そのところをお話していただければありがたいなと思います。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、加藤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のすみれ保育園を認定こども園にということで、その検討状況ということでございます。このすみれ保育園につきましては将来的に民間移管していくのだという方向性は出ておりますけれども、認定こども園につきましてはその選択肢の一つというふうに位置づけておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この件でございますけれども、現在庁内で組織しております未利用地等検討委員会におきまして、法務局跡地をすみれ保育園の代替地とする方向性が示されております。

したがって、今後未利用地等検討委員会の作業部会を関係職員をメンバーとして立ち上げまして、すみれ保育園の移管に当たりまして認定こども園、あるいは保育園などのどのような形が望ましいのか、あるいはその時期などについて検討いたしまして、今年度中にはその結果を未利用地等検討委員会に報告をしていきたいというふうに考えております。したがって、いつごろかというふうなことを含めましてこれから検討していくということでございます。

次に、2点目の保育所型と幼稚園型との違いと、それから市の負担についてということでございます。既存の補助以外に東京都におきましてこの認定こども園の補助制度がございますので、その内容での違いで申し上げますと、保育所型では保育機能に教育機能が加わってきますので、教育機能事業費補助として3歳児から5歳児を対象に1人当たり月額3050円が補助基準額となっております。負担割合では保護者と都でそれぞれ2分の1の負担ということになってございます。

また、幼稚園型では教育機能に保育機能が加わってきますので、その部分に対しましては、ゼロ歳児から5歳児を対象とする並列型と、ゼロ歳児から2歳児までの年齢区分型では認可外保育施設運営費補助が対象となるところでございます。3歳児から5歳児までの年齢区分型は、幼稚園延長保育事業費補助が対象となっております。

補助基準額といたしましては、児童1人当たりの月額単価となっております。定員や年齢によって異なってまいりますけれども、例えば受入枠が30人定員のゼロ歳児の部分では、月額単価は9万7230円となっております。負担割合につきましては都と市でそれぞれ2分の1の負担というふうになってきております。次に、市の負担でございますが、幼稚園型で2分の1の負担ということで今申し上げましたけれども、保育所型での負担は市としては出てこないところでございます。

次に、3点目の四つの形で望ましいものということでございます。東京都では四つの型によるサービス面や利用者負担の較差はあってはならないといたしております。基本的には各施設によってそれぞれ特徴を持った運営方針をもとに四つの中から望ましい形が決められ、それを利用者が選択をしていくということでございますので、市といたしましては特にどの形が望ましいというところまでは現在のところ考えておりません。

次に、4点目の利用料についての市の関与の関係でございます。施設が設定いたしました利用料につきましては、基本的に市に届け出るようになっておりまして、この中では低所得者等への利用の配慮がされていない場合には、市として改善命令ができることというふうになっております。

私の方からは以上でございます。

○参事（川越孝洋君） それでは、御質問に対しまして答弁を申し上げます。

小学校の授業指導補助員と中学校に配置しております適応指導補助員の増員の関係でございますが、先ほど教育長答弁にもございましたように、これまで議会の御支援もいただきながら、児童・生徒の学力向上策といたしまして指導体制の強化をさせていただき、個別指導に当たり進めてまいったところでございます。

今後の学習指導、適応指導の指導員の配置につきましては、その配置の成果を年度

当初の計画に沿いまして評価をした上で、他の学力向上の施策とあわせ検討し、学校全体の指導力としての成果に反映させるよう展開してまいりたいと考えております。

本市の児童・生徒の学力は、少し改善は見られたものの、まだまだ学校の第一の課題であることには違いありません。本市で進めています学力対策の各事業がさらなる成果を上げるために、目下のところ学校の指導体制のあり方を含めました学校教育全体の総合的な課題改善へ向けた改善推進プランを検討しており、実践に向けて各学校とともにさらに努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（加藤育男君） どうもありがとうございました。認定こども園に関しては、私自身今の答弁でもまだまだわからないのですけれども、この後一生懸命私も勉強して、いろいろな形で市民の方に伝えていきたいなど、そういうふうに思っております。

それから、教育行政につきましては本当にありがとうございます。あくまでも本当に上に進むとかいう部分ではなくて、社会に出るためのやはり一番の基礎学力、あるいは生活習慣云々等をやはりこれからもきちんと管理して——管理してと言ったら言葉はおかしいな。教育していただきたいと、そういうふうをお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

~~~~~

午後3時30分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君質問席着席）

○11番（奥富喜一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

眠らないで聞いていただきたいと思います。

6項目について一般質問をさせていただきます。

今回の参議院選挙の結果は、与党自民公明合わせて前回比約100万票減、前々回比約500万票減と文字どおりの与党の歴史的な大敗となりました。この結果は国民が自民党、公明党の政治の古い枠組みを続けていては日本の前途はないと判断を下したことだと思えます。

ところが、阿部内閣の改造わずか1週間でまた遠藤農水相の不正発覚に伴う辞任、坂本外務政務官の政治活動費多重計上による引責辞任、神奈川選出小林参議院議員は公職選挙法違反事件で議員辞職と早くも不正発覚、ぞろぞろと全く反省はありません。自民党、公明党の与党はさらに市民の思いを逆なでするように大企業、資産家には平成19年度で減価償却制度見直し、証券優遇税制の延長で1.7兆円の減税、庶民には低率減税廃止で1.7兆円の増税に続けて平成20年度、来年度もまた減価償却制度、研究開発費減税の一層の拡充や証券優遇税制の延長の継続、恒久化をしようとしています。当然その財源として庶民に対する増税や福祉の切り捨てが予想されるところです。日本共産党は選挙中掲げた「ストップ、貧困。憲法9条を守れ」のローガ

ンで庶民の暮らし、福祉を守るためにこれからも全力を尽くす決意です。

地方自治法第1条の2に地方自治体の任務が掲げられています。地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。国の悪政から住民の暮らしを福生市政がどれほど守り得るか、またその努力を行っているかを、以下福生市民の目線で問うていきたいと思えます。

まず1点目、市民の医療、介護及び命と暮らしを守る取り組みについてです。当福生市の基本健康診査はその項目数の充実、受診率の高さ、継続した取り組みの成果で医療費が大きく節減されていることで有名です。ところがせつかくのこの取り組みを壊してしまう国の施策が自民党、公明党の与党により決められ、40歳以上74歳までを対象に特定検診が義務化、75歳以上は任意とされ、来年4月から実施されることとなります。

市民の医療を守る立場から予防医療の取り組みである(1)として市民検診の現状と成果、今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、介護を巡る現場では、昨年からはまった新しい報酬の体系で大変な状況に陥っておちいています。コムスの撤退がきっかけでマスコミも注目し、介護事業者の不正受給、不正報告など話題になっていますが、介護報酬単価をどんどん切り下げるなど構造的な欠陥がこうした問題を引き起こしていると言えます。この福生市の事業者でも、私が知っているだけで2件の事業者が、制度改正に伴う介護報酬の見直しの影響や、ヘルパーの十分な確保の難しさ等で廃業を検討しておられます。

先日は、各地域の社会補償問題に取り組む方たちが全国一斉に取り組んでいる高齢者キャラバン要請行動に出て、私も参加をさせていただきました。ここでも西多摩地域の介護事業者の事務局長の方が訪問介護事業の廃業予定を宣言されていました。また同席した介護労働者側であるヘルパー労組の方も、支払われる労働報酬が最低賃金に満たない現状を切々と述べられておられました。このままだと行政や市民の財政協力に支えられている社会福祉協議会以外はすべて介護事業から撤退という事態が早晚訪れることになりかねない状況で、介護難民続出ということになりそうです。

そこで、(2)として医療、介護など国の福祉後退政策に対し、市民を守る立場にある福生市行政の取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、憲法25条の生存権を保障する最後のとりで、生活保護制度が今脅かされています。全国生活と健康を守る会や、全国生活保護裁判連絡会などが行動を起こしています。全国生活保護裁判連絡会のホームページの掲示にはこう書かれています。「私たちは生活保護受給者及び生活保護を受けようとしている人たちの権利の実現のために活動している弁護士、学者及びケースワーカー等により組織された民間団体です。私たちは21世紀の日本で真に生存権が実現されることを願い、求めて、生活保護や社会保障にかかわる裁判を通じ、権利支援や権利擁護の諸活動に日夜邁進しています。こうした活動には市民の広範な理解と協力が欠かせません。今後ますますの御支援をよろしくお願ひします。人はだれでも病気や失業、生計中心者との別離等により自分の力では生活ができなくなることがあります。そんなときに権利として生活を保障

してくれる制度、それが生活保護です。生活に困っている人ならだれでも生活保護を申請できます。福祉事務所は家がない人はだめとか、離別と扶養の話し合いを先にしなさいなどと相談だけで生活保護の申請をさせずに、市民を追い返すことがあります。法的には全く誤ったやり方です。「却下になってもいいからとにかく申請をさせてほしいと堂々と主張すれば必ず突破できます」などとホームページに書かれています。今話題となっている問題として、(3)北九州市の福祉事務所長が刑事告発されましたが、生活保護での福生市の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、(2)とも重なる部分でもありますが、特に高齢者に限定して、(4)として高齢者の医療介護問題、介護保険改悪から1年の現状や、後期高齢者健康保険などについてお聞かせください。

あわせて、国によるうば捨て山政策ともいえるお年寄り棄民政策に対し、日本の経済を、また福生市政を支えてくださったお年寄りに報いるため、福生市として例えば税制改定で非課税から課税になった市民に年間2万円の手当を支給するなど(5)としてお年寄りの生活を支援する取り組み、いたみ和らげ手当支給などについてのお考えをお聞かせください。

市民の医療、介護及び命と暮らしを守る取り組みの最後として(6)高齢者、障害者など生活弱者の医療と生存権を守る立場から、国に対して制度の抜本的な見直しを求める要請を市行政の側から上げていくことについてお考えをお聞かせください。

2点目として、子どもを主役とした一人一人が大切にされる教育と教育条件の拡充について。

政府は自民、公明両党が強行した教育基本法に基づいて全国一斉テストや学区自由化、学校選択性、いじめ対策などの数値目標化など学校や子どもたちの競争を一層激化させ、勝ち組、負け組に振り分ける教育を地方に押しつけようとしています。その上政府は少子化の進行のペース以上に教職員を減らすなどといって教育条件をさらに後退させようとしています。

また、国旗、国歌を法制化するに際し、国会の答弁では日の丸、君が代を押しつけることはしないとしていました。そこで(1)として、学力テストや学校選択性による差別、選別と行き過ぎた日の丸、君が代の強制教育について、福生市はどのように考えるのかをお聞かせください。

(2)として、30人学級を軸とした一人一人に行き届いた教育をすることについてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。このままの政治でいったら一家5人、生きていかれません。小学校5年生の娘を初め小学校1年生の長男、生後10カ月の次男、あすのミルクもままならない生活、これ以上税金ばかり取られたら本気で一家心中を考えなければならないです。このように若い世代の悲鳴、不安定雇用、増税、社会福祉の切り捨ての中で子どもの医療費や保育料、幼稚園教育費、学校教育費など子育てにかかわる経済的負担が家計を圧迫しているという問題があります。

厚生労働省の第5回21世紀出生児縦断調査結果、2006年12月を見ますと、4歳6カ月の子どもの9割が保育園や幼稚園に通園の状況です。この親の7割近くが

子育て費用を負担に感じ、その中で最も多かったのが保育所や幼稚園にかかる費用、8.0. 7%であります。衣類、医療費などと続きます。こうした厳しい生計状況の中での学校給食の果たす役割は大変重要です。福生市としては、(3)として学校給食を充実する課題と保護者の負担を軽減することについてどのようにお考えかをお聞かせください。

3件目、交通弱者対策としての市内循環バスはいつ走り出す予定でしょうか。6月議会でも民主党を除く全会派の一般質問が寄せられ、交通弱者対策としての市内循環バスを走らせる決意をお聞かせいただきました。

3件市民の声をお聞かせいたします。「バス運行の件でお願いがございます。私たち老人、80歳以上、毎週羽村フレッシュランドに行っておりますが、ハイヤーで行っておりますので、ハイヤー代も大変なので、いつもバスが通ればいいねと言っております。1日1回でも行き帰りにあれば出かける人が多くなると思います。どうぞよろしく願い申し上げます」武蔵野台の2丁目にお住まいの方です。「市内循環バスについて、産業祭などに行きたくても足がないのでいつも行くことができません。ぜひ運行を楽しみにしています」加美平一丁目。「夕方から中央体育館を使っておる者ですが、午後6時を過ぎると体育館まで行くバスがありません。以前は立川バスが通っていたのですが、今はありません。自動車で行かれる人はよいのですが、自分の車がない人は駅から歩なければなりません。せめて体育館の終わる時間まで市内循環バスを通してください。若年者も老年者も駅まで歩くのは大変です。ちなみに、私は65歳の女性で、車もなければ運転免許もありません。歩くしか道はありません。たびたびタクシーではやり切れません。だれでも体育館まで行って帰れるように、せめて駅まで往復の交通を考えてください。お願いします」加美平団地にお住まいの方です。

本定例会でも他の議員さんの質問があったように、実施に対する市民の期待は大変大きなものがあります。そこで3件目として、交通弱者対策としての市内循環バスはいつ走り出す予定かを改めてお聞かせいただきたいと思っております。

4件目、ペット動物、猫、ハトなどの問題の取り組みについてです。

ペット飼育は、子どもの情操教育だけでなく、お年寄りとの交わりでもぼけ防止など大きな効果が期待されることが言われています。私も子どものころ犬、猫、ウサギ、ハト、スズメ、ヒヨコやさまざまな魚や昆虫類を飼った記憶があります。私の子どもたちも同じようにさまざまなペットを飼いました。犬を散歩させるなどのことは健康づくりの上でも、責任感や情操を育てる上でも計り知れない貢献をしてくれ、ペットたちに感謝しています。

ところが、動物に対する心ない虐待事件が後を絶たないのも昨今です。多摩川の河川敷にペットを捨てる心ない人もいれば、捨てられた猫や犬に不妊手術を自費でほどこし、えさを与えられる方もおられます。何十匹も捨て猫、のら犬をボランティアで死ぬまで面倒をみられる方もおられます。公園のハトやのら猫などに安易にえさを与えて固体数をふやすのは非難されなければなりません。かわいそうなのら猫などに自費で不妊手術をほどこし、えさを与え、けがの手当てをし、必要なら動物病院まで通って治療する、もらい手を探して四方八方へと歩かれる方たちの行動には頭が下が

ります。

1999年の12月4日付け新聞に「ペット虐待に最高懲役1年、罰金100万円にアップ、保護法26年ぶりの厳罰化」という見出しで報道されました。動物愛護を目的にペットへの虐待を禁じた動物保護及び管理に関する法律の改正案が4日まで与野党の協議でまとまり、開会中の臨時国会に議員提案される見通しとなった。罰則強化などを盛り込んでおり、成立すれば同法の改正は26年ぶりとなり、12月14日午後、参議院本会議で全会一致で可決成立しました。改正案では法律名、動物の愛護及び管理に変更、対象となる動物、従来の哺乳類と鳥類だけから爬虫類にまで拡大、現在のペットブームに対応する。罰則は虐待したり捨てたりした場合、従来3万円以下の罰金だったが、改正案では、みだりに殺したり傷つけたりした場合に1年以下の懲役か100万円以下の罰金、えさを与えなかったり捨てたりした場合にも30万円以下の罰金と大幅に厳しくする。この法律は対象を個人のペットだけに限定しておらず、のら猫やアヒルといった公園などの動物を傷つける行為も処罰の対象となる。飼い主責任も明示し、ペットに首輪をつけたり、必要な場合には不妊手術などを義務づける。多数のペットを飼って周辺に騒音や悪臭を及ぼす悪質な飼い主には都道府県知事が環境改善の勧告や命令を行い、従わない場合は20万円以下の罰金を課すことができるとしている。

これは、長く紹介いたしましたが、7年前の平成12年9月議会での私の一般質問の同文です。今もペット動物、特に猫やハトの問題が課題として投げかけられています。そこで福生市における(1)として動物愛護団体、地域猫の会などの取り組みの現状についてお聞かせください。

私は、杉並猫登録制度の話聞き、この制度と今の地域猫の会の活動が同時並行的に取り組まれることが、少なくとも猫については望ましい解決方法が見えるように思います。そこで(2)として杉並猫登録制度など他自治体の先進例に学び、生かすことについてお考えをお聞かせください。

さまざまなペット動物に対する市民の方の考え方が存在する中での取り組みはなかなか大変かとは思いますが、市民の理解と協力が不可欠です。そこで(3)市としてどのような対応を検討中かお聞かせください。

5件目、道路、公共施設のバリアフリーの進捗状況についてです。(1)西友自転車駐輪場出入り口付近の段差の解消について、(2)本町踏み切り内の凸凹改善の見直しについて、(3)牛浜駅、東福生駅のエレベーター設置など見直しについて。

身体に障害がある方にとって階段の昇り降りは大変な障害です。そのために福生駅にわざわざタクシーなどで来られて、拝島、立川等に出かけられる御不便をおかけしておりますが、牛浜駅、東福生駅にエレベーターの設置ができればこの御不便も解決することができます。

そこで、その見直しについてお聞かせいただきたいと思います。これはほかの議員の方も聞いておられます。(1)と(2)については6月議会以降の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

最後に6点目、小・中学生の医療費を無料化にすることについてです。

市民の声をここでも1件紹介いたします。「今、私も子育て真っ最中です。2人の子どもは何かと病院通いが多くなりますので、医療費無料はとても助かります。中学生に引き上げてくれるとやはりとても助かります。本当に困っている人のためによく考えて税金を使ってほしいと思います。むだ遣いは本当に許せないことだと思うので」加美平団地の方です。こうした市民の声にこたえて、小・中学生の医療費を無料化することについてどのように考えているかをお聞かせください。

以上で最初の一般質問を終わります。6項目についての御答弁よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 4時5分まで休憩いたします。

午後3時52分 休憩

~~~~~

午後4時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野沢久人君登壇）

○市長（野沢久人君） 奥富議員さんの御質問にお答えをいたします。

項目がたくさんでございますし、他の議員さんに既にお答えしたところもございしますので、できるだけ重複を避けてお答えをしていきたいと思っております。

市民の医療、介護及び命と暮らしを守る取り組みについての1点目、市民検診の現状と成果、今後の取り組みについてでございます。市民検診としての基本健康診査には、現在40歳以上の市民の方を対象に、5月から7月に64歳までの方を、9月から10月に65歳以上の方を対象に実施しております。ただ、今年度は介護の特定高齢者に対する予防事業のことがありまして、一部の65歳以上の方は5月から7月の受診をされております。

現状としては、受診者は平成18年度1万688人、40歳以上の市民全体の33.9%と、こういうことでございます。この健康診査受診率の年度別変化を見ますと、15年度が29.1%、16年度が30.1%、17年度が34.2%となっております。先ほど申し上げましたように18年度は33.9%ということになります。

また、基本健康診査の結果による呼びかけに応じた市民の方のうち、高血圧、高血糖、メタボリックなどの症状にある方には保健士又は栄養士により個別の具体的な保健、栄養指導がされ、また講習会を開催しております。その他の保健指導事業として、市役所、体育館、図書館などの公共施設での健康相談を初め地域での相談、講習会を地域団体の求めに応じて開催するなど、市民への保健指導事業は「健康ふっさ21」の推進とあわせまして今後も積極的に進めてまいります。

基本健康診査は平成20年度から医療制度の改革により、メタボリックシンドロームを中心とした特定健康診査として実施されます。検診項目もそのための項目が中心になりますが、メタボリック以外の保健指導の資料としても使えるものでございますので、保健指導事業は引き続き活用してまいります。

次に、2点目の医療、介護などの福生市の取り組みについてですが、市内介護保険事業所の中には制度改正に伴う介護報酬の見直しの影響や、ヘルパーの十分な確保が

できずに事業所の運営が難しいなどの状況があるとのお話でございましたが、もしそのようなことが多くあれば、利用者への影響もあるわけですので、事業者連絡会等を通じまして現状の把握を行い、状況により保険者として何らかの対応を検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の福生市の生活保護の現状等でございますが、生活保護制度は生活に困っている人に対して、生活保護法に基づいて最低限度の生活の保障をし、自分の力、または他の方法で生活ができるようになるまでの手助け、つまり自立を助長する制度であります。福生市においては、法制度の趣旨に沿って東京都、国等の指導のもと、適正実施に努めておりますので、本市では北九州市のような刑事告発の事態はないものと思っております。

生活保護制度は最低生活の最後のよりどころであり、最後のセーフティネットでございますので、今後とも必要な人に必要な保護を基本に、制度への信頼を揺るぎないものとするため、生活保護の適正な制度運営に努めてまいります。

次に、4点目の高齢者の医療、介護問題のこの1年の現状などについてですが、平成20年4月から開始される75歳以上の後期高齢者医療制度は、都内に62区市町村の参加により運営主体となる東京都後期高齢者医療広域連合が、平成19年3月1日に東京都知事の認可により発足し、その後さまざまな事務処理について現在検討等行っております。保険料につきましては、広域連合ごとに条例で定めることとなっております。現在検討中で、都内均一の保険料になると思っております。なお、後期高齢者の保険料は、現行の国保と同様に低所得者に対する保険料軽減措置が設けられる予定となっております。

次に、介護保険の関係では、制度改正に伴いさまざまな新規事業などが実施されたところですが、福生市におきましても地域包括支援センターの新設による在宅の高齢者への自立支援、介護予防事業を初めとする地域支援事業や、軽度者に対する新予防給付事業などの施策を実施してきております。

次に、5点目のお年寄りの生活を支援するいたみを和らげる手当の支給についてでございますが、現時点では考えておりません。今後国の制度変更や福祉施策の向上を期待しておりますが、基本の問題として、こういった制度設計そのものは福生市だけが実施できることではないと考えておりまして、現状でのさまざまな制度の中に高齢者、あるいは所得が十分でない方に対する一定の軽減措置が実施されているものと考えております。

次に、6点目の高齢者、障害者などを巡り国に制度の見直しを求めることについての福生市の対応ですが、従来から東京都や全国市長会などを通じまして積極的に要請などを行っておりますので、今後も行政としての責任を持って対応してまいります。

また、各種施策につきましては、今国会を初め数々の議論を経て制度化されているわけでございますが、福生市としての現実の政策として実施した場合にそこに問題があるとすれば、そういったことについて、福祉行政の着実な推進に向けた運営をしながら、国に対しても要請をしていきたいと思っております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えします。

次に、交通弱者対策としての福祉交通網の進捗状況でございますが、いろいろお答えしておりますので、簡単に申し上げます。既存の交通手段活用での試行実施、つまり社会福祉協議会が実施している福祉センターへの送迎バスを活用しての試行実施に向けまして、現在社会福祉協議会と検討を進めております。1日も早く試行実施ができますよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、ペット動物、猫、ハトなどの問題の取り組みの1点目、動物愛護団体、地域猫の会などの取り組みの状況ということですが、平成16年度に開催された人と動物の共生を考えるふっさ市民会議の提言を受け、平成18年度から市民と行政の協働事業として地域猫制度が始まっており、同時に市民公募による福生地域猫の会が結成をされております。

福生地域猫の会の活動状況については、既にお話したとおりでございますが、47頭の猫の不妊去勢手術を18年度で行っております。その手術費用は市から助成されますが、不足する分は同会のバザーや募金活動で補填をいただいております。平成19年度は、現在2町会をモデル地区として地域猫活動が実施されており、同会は9月29日に福祉センターで横浜市磯子区等の先進自治体の事例を紹介し、福生の地域猫活動のあり方考えるフォーラムを開催するそうでございます。

また、人と動物の共生を考えるふっさ市民会議は現在、懇談会として継続的に活動しております。ハトについては市民を主体に毎年エサやり防止キャンペーンなども実施をいただいているところでございまして、大変ありがたく思っております。

次に、2点目の杉並猫登録制度など他自治体の先進例に学び活かすことについてですが、杉並区の市民会議での提言にあった猫の登録制度は、東京では初めての制度で、当初義務化であった登録が、住民の意見により任意となっております。猫を登録制にすることの効果が目されているわけでありまして。

今、猫だけでなくペット問題は地域の大きな課題となっております。この課題を解決していくために、福生という地域にとって何が効果的であるのか、市民とともに考えることだと思います。行政のみの責任としてこれらの問題を解決することはできないというふうに思っております。

次に、3点目の市としてどのような対応を検討中かですが、猫については、地域猫制度は人と動物が共生する中での猫問題を解決していくという新しい公共の分野の活動です。したがって、この事業実施は新しい協働のシステムづくりが必要となります。町会、ボランティア、獣医師等の市民と行政が協力し、この地域で機能していく福生モデルを構築していきたいと考えます。また犬、ハトについては現在実施している事業を継続しながら、みなで協働で解決できる方策を研究、検討していきたいものだと、こんなふうに思います。

次に、道路、公共施設のバリアフリー進捗状況ですが、1点目と2点目につきましては都市建設部長が答弁をいたします。

次に、3点目の牛浜駅、東福生駅エレベーター設置などの見直しについてですが、牛浜駅の改修については、小野沢議員さんに既にお答えしたとおりでございますが、JR八王子支社から平成12年度に施行された交通バリアフリー法に基づく公共交通

機関の旅客施設として、平成22年度までに改修したいとのJRの方針が示されております。

御質問の今後の見通しということになりますと、この9月下旬ごろまでに概算額を含めて提示される計画案といったものがJRから出てくると思っていますので、そういったものをもとにした形でいろいろと協議をしてみたいと、こんなふうに思います。

どちらにしましても、工事費の負担ということが発生することが考えられますので、計画案や工事費用について議会とも御相談もしながら進めてまいります。

東福生駅のエレベーター設置につきましては、JRの方針では平成12年度に施行された交通バリアフリー法に基づく基本方針の旅客施設における目標としては該当せず、平成22年までに1日当たりの利用者数が5000人以上、高低差5メートル以上の旅客施設を重点的に推進する方針で駅改修を実施しておりますので、現時点では、いずれにしましても、東福生駅のエレベーター設置については、JRの見通し、計画もございません。今後、いずれにしましても、八高線の複線化計画がありますので、その段階でエレベーター等を含めたバリアフリー化が図れるような要望をしていこうということ、こんなことになろうと思っております。

いずれにいたしましても、それぞれの駅がいわゆる八王子支社、JRの施設でございますので、乗降客が安心して利用できるように、実現に向けて八王子支社へ要望を続け、調整をしていきたいと思っております。

次に、6項目目の小・中学生の医療費を無料化にすることについてですが、この御質問は去る6月の一般質問でいただいておりますので、お答えをしておりますので、重複しないようにお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、本年10月から新たな義務教育就学児の医療費補助制度を開始いたします。この実施で、平年度ベースで約1725万円が市の負担となってまいります。そこで御質問のように無料化をした場合には、本制度を利用しての推計ですと、さらに6900万円ほどが市の負担となってまいります。したがって、基本的には財源をどうするかという問題になってまいります。

現在の市の財政状況につきましては、お答えをしておりますけれども、いずれにしましても、今やっている事業をやめるか、借金をするか、基金を取り崩すかということができないと新たな事業をするというわけにはまいりません。このため職員数や事務事業の見直しといった行財政改革を進めまして、新たな事業に振り向けているという状況でございます。

いずれにしましても、御質問の無料化ということになりますと、今申し上げましたように、歳入をふやすか、9000万円近い現行の事業をやめるか、借金をするか、基金を取り崩すかと、こういうことになってまいりますけれども、私、これでも申し上げておりますが、今の人たちが楽をすることによって後の人たちが苦勞するということについては、可能な限り避けたいと思っております。基金そのものは既に御承知のと通りの数字になっておりまして、これを取り崩していけば近々なくなりますし、借金は原則的にはこのことをやることによって、親が金を出さない分、その分は子どもたちが後年度に負担をしてもらうと、こういうことになってまいります。

したがいまして、当面は本年10月から実施いたします義務教育就学児の医療費助成制度で進めてまいりたいと存じます。これからもいろいろな検討はさせていただきます。

以上で、奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議は午後5時となっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

~~~~~

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 奥富議員さんの御質問にお答えをいたします。

最初の御質問のうち、まず東京都教育委員会が実施をいたしております児童・生徒の学力向上を図るための調査につきまして、実施主体であります東京都教育委員会はその目的を2点挙げております。一つには、児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図ること、2点目として、各教科等の目標や内容の実現状況を把握し、指導方法の改善、充実に生かすことといたしております。

したがって、本市におきましてもあくまでも調査目的に沿って、一人一人の児童・生徒の学習状況の診断及び教員の授業改善の計画、実施への基礎資料とするものでございます。また学校選択制につきましては、福生市の児童生徒の安全、地域の連携強化などにかんがみ、地域に根付く学校づくりを進めることが大切なことであるという認識にありまして、現在のところ学校選択制を導入する計画はございません。

次に、学校における国旗、国家の指導についてでございますが、御案内のように平成11年8月に国旗及び国家に関する法律が公布をされ、それぞれの国家を象徴する国旗や国家は尊重されなければならないもので、学習指導要領にも「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国家を斉唱するよう指導するものとする」と記されているわけでございます。

したがいまして、学校における卒業式及び入学式の場におきまして、児童及び生徒が我が国の国旗及び国家の意義を理解し、諸外国の国旗及び国家を含めそれらを尊重する態度を育てることは極めて重要なことと考えるものでございます。教育委員会といたしましては、学習指導要領を踏まえ、各学校の校長が適正に実施するものとしております。

続きまして、30人学級を軸とする一人一人に行き届いた教育についての御質問でございますが、学校の児童・生徒の学級編成の基準につきましては、御案内のように小学校設置基準及び中学校設置基準によりまして40人を超えないと規定をいたしているところであります。また教職員の配置基準につきましては、公立義務教育の教職員定数の標準法によりクラス数によって定められております。その上で教員の任命権

者である東京都教育委員会は、学習集団とその効果や児童・生徒の実態にかんがみ定数加配制度を設け、本市におきましても少人数指導対策、不登校対策、小1プロブレム対策として、今年度は15名の定数を超えた正規の教員の配置を受けているところであります。

さらに、市独自の事業であります授業指導補助員や適応指導補助員、特別支援学級の指導補助を配置をし、個別指導の充実に当たっているところであります。今後とも教育委員会といたしましても、現行の制度、条件の中で児童・生徒一人一人に行き届いた教育を展開をいたすべく努めてまいりたいと考えております。

3点目の学校給食を充実する課題と保護者の負担等に関する御質問でございますが、子どもたちを取り巻きます食の現状は、食の欧米化によるかたよった栄養摂取や不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身傾向、食の安全・安心への懸念、食料の海外への依存、伝統的な食文化の危機等々これらの課題が生じてきております。

そこで、福生市では学校給食を充実をさせるために、学校給食が生きた教材として活用できるようにと、教科指導のほかにも栄養士と調理員が給食時間に学校へ訪問をし、学校給食の充実や食育の指導、推進に努めております。このような環境のもとに、学校給食は食の安全・安心の課題を抱えながら、充実をした給食を提供していかなければならないわけでございます。

また、学校給食の経費負担につきましては、学校給食法第6条の規定により、人件費、施設及び設備に要する費用は市が負担を行い、一方、パン・牛乳・米・野菜・肉等の食材の購入費は、学校給食を受ける児童の保護者が負担をすることとなっております。

このことは、食の安全・安心を確保し、内容の充実した給食を提供していくための設備等に要する経費は公費で負担をし、安全で安心な食材を購入する経費は保護者が負担するという原則に基づいた考え方によるわけでございますので、今後とも食の安全性を維持し、充実した給食をしていくためにも、保護者の方々には応分の負担をいただかなければならないものと考えております。

以上、奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 公共施設のバリアフリーの進捗状況についての1点目と2点目につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

6月議会後の進捗状況でございますが、1点目の西友自転車駐車場出入り口付近の段差解消につきましては、西友といたしましては、駐車場東側の自転車等の出入り口付近の歩道の段差を改善をすることとでございます。時期につきましては、遅くとも本年9月下旬までには実施できる予定とでございます。

なお、駐車場と南側の歩道改修につきましては、現時点では難しいとのこととでございます。

次に、2点目の本町踏み切り内の凸凹改善の見通しについてですが、6月議会後にもJR八王子支社に要望しておりましたが、再度確認いたしましたところ、本年の11月末までには実施する予定とでございます。

以上で奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○11番(奥富喜一君) それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

大変御丁寧な御説明ありがとうございました。まず1件目、市民の医療、介護及び命と暮らしを守る取り組みについて、(1)市民検診の現状と成果、今後の取り組みについてですが、基本的に現状の基本健康診査の検診項目を平成20年度以降も維持することにより、すぐれた取り組みの維持を図ってほしい、こういった立場から箇条書き的に質問をさせていただきたいと思えます。

まず、①現在の基本健康診査の検診項目は何項目でしょうか。②平成20年以降の特定健康診査で検診項目は何項目となるか。③メタボリックシンドロームを中心とはどのような内容か。④メタボリックシンドローム以外の保健指導の資料としても耐えられるものでありますのでとのことですが、引き続き活用していく内容について御説明ください。⑤平成20年度以降、検査項目で引き継がれないものがあるとすればどんな検診項目で、その理由について、特定検診事業必須項目、任意項目といった分け方、またがん検診、歯周疾患検診、骨そしょう症検診、肝炎ウイルス検診等はどうなるのでしょうか。⑥実施主体が市区町村から保険者になることの影響、国保、社保など、社保の妻のケースなど。また中小企業等の基本健康診査、保健センターで扱っていたものなどについて。⑦生活保護者のうち社会保険未加入者についての扱い。⑧75歳以上は後期高齢者医療で努力義務とされています。実施主体は市区長村か、それとも広域連合となりますでしょうか。⑨特定検診等実施計画で義務付け、そして受診率、参酌標準としての目標年2012年、また目標値設定2015年。以上9点についてお聞かせください。

(2)医療、介護など国の福祉後退政策に対し、市民を守る立場にある福生市行政の取り組みについてですが、事業者連絡会等を通じて現状の把握を行い、状況によりましては保護者の福生市として何ができるか考えてみたいとのことですので、緊急に実施していただき、利用者に影響の出ないよう対策をお願いいたします。これは要望です。

介護療養病床13万床の全廃、医療型療養病床10万床を削減の影響は、この1点についてお聞かせください。

(3)北九州市の福祉事務所長が刑事告発されましたが、生活保護での福生市の現状については、当市では北九州市のような刑事告発の実態はないものと思っておりますとの御回答ですが、自立支援等のあり方に問題があるのではないのでしょうか。そこで、①就業支援はどのような形で行われておりますでしょうか。②9月1日付日経新聞の9面「精神障害者就労の壁崩せ」といった見出しで出ていた記事があります。精神障害者の就労が壁にぶつかっている中、大阪府の精神科医6人が中心となり、特定非営利活動法人、NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク、J S Nを設立、就労支援活動を始めたという記事ですが、これにはぜひ学び、導入の努力をしてほしいと思えますが、お考えをお聞かせください。③誤解を生むような対応がないか。発生したケースと対処をどのようにしているか。この3点についてお聞かせください。

(4)として、高齢者の医療、介護問題、介護保険改悪から1年の現状や、後期高齢者健康保険などについて、後期高齢者医療保険制度の面として、後期高齢者医療保

険、平成19年8月31日に東京広域連合の議会が始めて成立いたしましたので、ここの試算が行われました。これによると保険料は全国平均は年間7万4400円で、月6200円というのが6月議会のときのお答えでしたが、東京については15万5000円から9万6000円の幅があり、最高額では均等割5万円、所得割10万5000円、最低額でも4万8000円と4万8000円、これで合計が9万6000円、こういった形になる。全国平均の約倍に近い金額に落ち着くようですが、払えない方の発生が予想されますが、この対応をどのようにしていく予定か、これを①としてお答えください。

あと介護保険制度がこれに関連してあるわけですが、地域包括支援センター、在宅高齢者への自立支援、介護予防事業、要介護、要支援となる恐れのある者、軽度者、新予防給付事業、要支援者、居宅介護支援事業所、介護給付、こちら辺は耳慣れない言葉でなかなかわかりにくいところがあります。これは②として地域包括支援センターの果たす役割についてお聞かせください。③高齢者ボランティア活動をポイント換算して支給する独自の介護支援ボランティア制度、こういったものが稲城市で行われているということが日経新聞9月1日付で紹介されておりますが、目にされましたでしょうか。この導入について検討されておられるかどうか、こうした手法はかなり有効かと思いますが、ここの御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

(5) お年寄りの生活を支援する取り組み、いたみ和らげ手当支給などについては、現時点では考えていないということですが、③で紹介したような取り組みも一方法です。もっと弱者、市民の立場にお立ちになることができないでしょうか。お年寄りを粗末にするとろくなことはありませんよとだけ申し上げておきます。

(6) 高齢者、障害者など生活弱者の医療と生存権を守る立場から、国に対して制度の抜本的な見直しを求める要請を市行政の側から上げていくことについて、従来より要請を行っているというお答えでした。しかし、障害者支援法をつくるような国会で、ろくでもない状況だから弱者、市民の立場に立って意見を上げていただきたいわけですので、改めてぜひしっかりお願いしたいと、これも要望にとどめておきます。

2件目として、子どもを主役とした一人一人が大切にされる教育と、教育条件の充実について、(1)として学力テストや学校選択性による差別、選別と、行き過ぎた日の丸、君が代の強制教育についてですが、お答えいただいた趣旨から察して、学力テストの公開はしない考えと受け取ってよいでしょうか。これを一つの設問としたいと思っております。

福生市の児童・生徒の安全、地域との連携強化などにかんがみ、地域に根付く学校づくりを進めることが大切なことであるという認識に立ち、現在のところ学校選択性を導入する計画はないということでは了解いたしました。

②生徒が卒業時の展示を楽しみにしていたものを、またそれは貴重な教育の成果そのものと私は理解しておりましたが、その展示物をわきに置かなければならないほど国旗、日の丸は尊重されるとお考えでしょうか。これについての考えをお聞かせください。

(2) 30人学級を軸とした一人一人に行き届いた教育をすることについて、さま

さまざまな施策対応で幾らかの成果を上げているようですが、横田基地を抱えるがゆえに当市は歴史的にさまざまな教育上の負の負担を背負っているわけで、それが他市に比べて低学力の大きな要因になっていると考えられますことから、せめて他市に先駆けて事実上の成果の期待できる30人学級などに取り組めることを期待したい。この取り組みに踏み出すお考えをお聞かせください。

(3) 学校給食を充実する課題と保護者の負担を軽減することについて、大変な努力をされていることが伺えます。センター方式とはいえ直営だからこそ材料にこれだけこだわり、また子どもたちに支持される給食を保ってくださっていることに感謝申し上げます。

一つだけお聞きします。あきる野市は野菜供給の一大産地といえますが、ここの購入関係、目に見える生産者との関係にあるのでしょうか。これをお願いします。

3件目として、交通弱者対策としての市内循環バスはいつ走り出す予定か、まず①として、当初2コースを想定しておられるようですが、足に障害のある方の利用、例えば牛浜駅、熊川駅、東福生駅などエレベーターやスロープなどの関係で利用が制限されている駅を経由して拝島駅や福生駅に搬送できるようなコース上の計画はどのようにされているのでしょうか。②として、最短での試行にこぎつける見通しについてお聞かせください。③として、今後の発展のためを見据えて、市内循環バス計画委員会のような市民を交えたワークショップなどの計画はあるのでしょうか。

次に4件目、ペット動物、猫、ハトなどの問題の取り組みについてです。福生地域猫の会の活動は順調に推移しているようです。私の所属する本8町会や、他の町会でもいろいろな意見の食い違いがあって単純には進まないようで、御努力のほどが伺われます。

市長がお答えいただいたように町会、ボランティア、獣医師等の市民と行政が協働し、この地域で機能していく福生モデルを構築していくことが、時間がかかるようで最も着実な解決の方法かと思えます。十分な納得を通じて押し進めていただきたいと思うとともに、大いに期待したいと思えます。

そこで、3点お聞かせいただきたいと思えます。①地域猫の不妊去勢手術費はどのくらいコストがかかるのか、市の負担分はどのくらいか、コストについての市の考えはどのようなものか。②地域猫がうまくいかない地域の課題は。③ハトについての先進事例と市の考えについて。この三つについてお願いします。

5件目、道路、公共施設のバリアフリーの進捗状況についてです。西友自転車駐輪場出入り口付近の段差解消について、また本町踏切内の凸凹改善の見通しについて、ありがとうございます。私が予想していたよりどちらも早く実施に移していただけそうで、大変ありがたく思っております。西友は全面解決ではありませんが、9月下旬の工事の結果を待つ周辺市民の方の反応をお聞きし、またお願いするようになるかもしれませんが、その節はまたよろしく願いいたします。

(3) 牛浜駅、東福生駅のエレベーター設置などの見通しについての件ですが、牛浜駅については大変喜ばしい見通しで、予想より早く実現しそうで何よりです。東福生駅については待つしかないところですが、当面の解決は市内循環バスにぜひ対応を

願いたいところなので、先ほど質問した件のお答えの方でお願いいたしたいと思えます。

最後に6件目、小・中学生の医療費を無料化にすることについてです。石原知事が公約に掲げ、答弁でも時期こそはっきりいたしませんでした。実施に踏み出すことは既に約束されています。都実施での小学生の医療費を無料化する施策が実行された場合、福生市が新たに負担することになる負担はどの程度でしょうか。平成20年度の予算、ことし10月実施と同じような市が2分の1負担となる場合を想定したケースでお聞かせいただきたいと思えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、1項目目の市民の医療、介護云々でございますが、これに関係いたしまして私の方から幾つか御答弁させていただきます。

まず、現行の基本健康診査の項目数ですが、22項目、それから特定検診になりますと19項目ということになってございます。

次に、メタボリックシンドロームを中心にとということでございますけれども、現行の基本健康診査はいわゆる病気の発見を主といたしております。医師により医療が必要とされる方、あるいは保健指導に対応できる方、判定されるわけでございますけれども、検診受診者はその判定によりまして病院、あるいは市の保健指導等をしております。特定健康診査ではいわゆる生活習慣病対策としての検診となります。つまり、今までの検診とは異なりますが、複合的な病気を起こす恐れのある状態、あるいはメタボリックの状態になる危険の極めて高い人、あるいは今は高くはないけれども、その前段階にあると、そういった方の発見に主眼を置いたこととなります。いわゆる従前は病気全般、今度はメタボリックをと、そういうような考え方でございます。

次に、メタボリック以外の保健指導の資料としても活用ということでございますけれども、現在の基本健康診査では、医師からの保健指導の必要があると判定された市民はもちろんでございますが、そうでない、いわゆる異常なしとされた方につきましても、その方が健康診断などにお出でいただいた場合にはこうした検診結果を役立てております。

特定検診になりますと、市民に対します一般的な健康相談、健康の維持、基本的な食生活などの相談は従来と同様に健康課、保健センターで行うこととなりますが、これまでの検診の相談等においてもそれら検診結果を同様に活用していくということでございます。

次に、特定検診項目で現行の基本健康診査から引き継がれないといえますか、なくなってしまう項目はということでございますけれども、いわゆる現在、基本健康診査であります総コレステロール定量というのがあります。ちょっと私は余りよくわかりませんが、これがHDL、あるいはNDLなどのコレステロール値で対応できるということで、この項目が一つなくなります。また尿蛋白検査を実施したら必ず必要ともされない潜血と、潜む血というふうに書いてありますが、この項目が一応なくなります。それから尿蛋白検査や血圧測定等により把握可能とされます血清クレアチン、この項目がやはりなくなります。したがって、3項目がなくなるということござ

います。

それから、任意項目というお話がございましたけれども、現在心電図とか、あるいは眼底検査といったものが任意項目というふうなことで取り上げておきまして、これらにつきましては現在医師会と、国等でこの任意項目に入れるかどうか協議中というふう聞いております。

それから、がん検診等従前の施策等でございますけれども、これは今までどおり健康課の保健センターの業務として継続をしております。

次に、実施主体が保険者になることの影響ということでございますけれども、先ほども小野沢議員さんに申し上げましたが、基本的には市としては国民健康保険の被保険者を対象に特定検診をすることが義務付けられます。したがって、それ以外の対応はそれぞれの所属する保険者が実施を行うということが原則になるわけでございます。これがきちっとできれば特に影響はないということは考えられないかなというふう考えております。

続きまして、生活保護者の社会保険未加入、いわゆる無保険者の対応ということでございますけれども、これは健康増進法の規定では、無保険者は特定検診に相当する検診を受けることができる、これはだれがやるかといいますと、やはり市がやるということに一応位置づけられております。

それから、8項目と9項目目は市民部の方からお答えをさせていただきます。

次に、生活保護の関係でございますけれども、受給者の就労支援ということでございますが、就労可能な受給者につきましては、被保護者等の就労支援員の活用、あるいはハローワークと連携いたしまして就労支援コーディネーター等の活用により職業相談、職業紹介等で就労を支援いたしております。

それから、精神障害者の就労の関係でございますけれども、現状では就労可能な精神障害者の方には、ハローワークと連携いたしまして精神障害者の方の職業相談を専門に担当する相談員が配置されているハローワーク立川などで職業紹介をいたしております。また国や都の職業適応訓練や、精神障害者雇用の一部助成金等さまざまな制度や授産施設などの社会資源を効果的に活用いたしまして、該当者の支援と雇用主等の御理解、御協力をお願いしているところでございます。今後も国等の指導のもと、民間機関も含めまして社会資源を活用し、精神障害者等の就労支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、誤解を生むような対応等ということでございますが、私ども担当職員は法の趣旨に沿いまして適正、的確かつ丁寧に対応しているところでございます。相談におきまして法の趣旨等を説明させていただくわけでございますが、受給条件の一つに法の第4条補則の原則がございます。これは資産、預貯金、生命保険等能力、いわゆる就労能力や、他の法律による援助や扶助、その他あらゆるものを生活に活用してもなお最低生活の維持が困難な方に対して適用されますので、国の定めと御自分の考え、いわゆる生活困窮の尺度のギャップというのでしょうか、そうしたことを感じられた方、あるいはなかなか制度を勘違いされている方がおられるかもしれませんが、もしそのような場合は十分な説明をさせていただき、御理解をいただくよう努めております。

す。

いずれにしても、国や都の指導のもと指導員、あるいはこの4月から担当主幹も配置をいたしましたので、これを中心といたしまして十分説明責任を果たし、担当職員の一一人が責任を持って誤解の生じることのないように努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険の療養型病床13万床、それから医療保険の療養型病床10万床の削減等の影響ということでございますけれども、これにつきましては、国は18年4月の医療制度改革等の一環といたしまして、介護保険の療養型病床13万床、それから医療保険の療養型病床、これは25万床から15万床にする、実質10万床ですね。これら合計の23万床を平成23年度末までに老人保健施設、あるいはケアハウスやグループホーム等の居住系のサービスへ転換をしていこうということであります。

これはなぜかと申しますと、現在療養型、あるいは医療保険の療養型、介護保険を含みますが、こうした現状からすると、医療を必要としていない方がおおよそ半分もいると、そんなような実態があると、したがって、医療を必要とする方はこれまでどおり病院等で、医療を必要としない方については介護サービスで対応していこうと、そういうようなことであります。この介護サービスに該当するのが老人保健施設でありケアホーム等、そういったことでございます。

福生市の状況でございますけれども、市内には介護保険の療養型施設が1カ所ございまして、実は7月に施設長さんとこの方向性についてお話を伺ったところでございますが、まだ方向性について詳しい方針を決めていないと、そんなような状況でございました。しかも23年度末までですから、まだ期間がございまして、この間移行するために国も支援制度を行っていくというような話を聞いておりますが、ただ、この中身がまだはっきりしていないようでございます。いずれにしても、こういった状況等は情報収集をし、また市内の事業者さん、あるいは施設等と情報交換をできればと、そんなふうに思っております。

続きまして、地域包括支援センターの役割ということでございますが、地域包括支援センターは保健士、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3種類の専門職を配置いたしまして、包括的なケアを市民の身近な地域で行う中核機関として、平成18年4月に社会保険制度の改正に伴い設置をいたしました。

介護の問題だけでなく保健、医療、福祉サービスの利用なども含めたさまざまな問題の相談に対応し、高齢者の生活を総合的に支援いたそうとするものでございます。つまり、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような支援を担っております。

具体的に申しますと、社会福祉士は総合相談支援、それから保健士は介護予防、予防給付、新予防給付ケアプラン、そうした作成、それから主任ケアマネージャーは地域ケア支援、地域の利用者のケアマネージャーの指導助言といった、そういった業務が中心になってございます。

次に、稲城市の介護支援ボランティア制度、検討はというお話でございますけれども

も、私もちょっと中身は余りよく承知してないのですが、実は担当の課長から報告を受けまして、去る7月に介護保険の担当課長会がございまして、その場で稲城市の課長から説明があったようであります。稲城市は7月から一応モデル事業として実施をし、本格的には20年度というようなお話でございまして。その課長会の席で他市の状況、反応をちょっと御紹介いたしますと、ござってうちうちもという状況ではなかったというようなお話を聞いております。

ただ、これもまだ稲城市さんも試行実施といいますが、モデル実施でございまして、状況等、実績等もまだこれからでしょうし、ちょっとそういった状況をやはり見させていただいて、いろいろと研究させていただければなと思っておりますけれども、ただ、いろいろな課題はなんかあるようで、詳しい内容はなかなかわかりませんが、そんな状況があるようでございまして。

私からは以上ですが、もし落ちていましたら御指摘をいただきたいと思っております。以上でございまして。

○市民部長（石川弘君） 市民部の所管につきまして御答弁申し上げます。

まず、8項目目の75歳以上の後期高齢者の特定検診でございまして、実施主体はどこかということでございます。広域連合が運営主体となっておりますので、特定検診の実施主体は広域連合でございます。

それから次に、9項目目の特定検診の実施計画の上で義務づけられた受診率でございまして、国民健康保険でございますと、平成19年度の国保加入者の受診率は42.3%でございました。2008年、平成20年でございまして、50%から毎年3%ずつ受診率を上げていきまして、5年計画の2013年には65%ということとなっております。御質問の2012年につきましては62%となっております。また2015年、平成27年でございまして、ここでは、この計画の見直しが5年ごととなっておりますので、それ以降につきましては、この率を維持しつつ受診率を上げていきたいというふうに考えております。

それから、後期高齢者の保険料でございまして。この広域連合の保険料では、一つには所得に応じた保険料でございまして。さらには所得により7割、5割、3割の軽減措置がございまして。またさらに被扶養者に対する激変緩和措置が2年間ございまして。

それから、また広域連合の準備段階から国、都への財政支援の要望は申し入れており、さらにこの9月には緊急要望を1都3県で提出することになっております。したがって、今後国で制定したこの制度に対しまして補助金、交付金等の財政支援の状況によっては保険料も軽減されてくることを望んでおります。

そこで、払えない方の発生が予想されるがこの対応はということでございますが、いろいろな関係で実収入額が少なく、生活に困窮した場合等でございまして、保険料の軽減、あるいは減免規定がございまして、これらによって対応していくことになってくるところでございまして。

○参事（川越孝洋君） 学校教育の御質問に答弁申し上げます。

まず、児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果についての扱いでございまして、昨年度までと同様に、既に東京都の教育委員会より公表してあります東京都並びに

福生市全体の合計点と平均値につきましては、本市といたしましても公開することになります。各学校のデータや個人のデータなどについて公開することはございません。

次に、学校における国旗、国歌の指導について、国旗を式場正面に掲げますことと生徒の作品展示との関係でございますが、国旗を掲げますことが生徒の作品の掲示をおろそかにするものではなく、一線を画すべきものと考えております。

また、国旗の尊重につきましては、教育長答弁にもございましたように、国歌とともに尊重されなければならないもので、「入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」と学習指導要領にも記されておるところでございます。

したがって、学校における卒業式及び入学式の式場におきまして、児童及び生徒我が国の国旗及び国歌の意義を理解し、諸外国の国旗及び国歌を含め、それを尊重する態度を育てることは極めて重要なことと考えるものでございます。教育委員会といたしましては、学習指導要領を踏まえ、各学校の校長が適正に実施するものとしておるところでございます。

続いて、市として30人学級へ踏み出すことへの質問でございますが、教育長答弁にありましたように、学校教育における学級人数は、児童・生徒に対する指導目標に応じていろいろな組み合わせの中で教育効果を発揮していくものにとらえられると考えています。したがって、学習集団とその効果を見極めつつ、集団としての目標効果があり、児童・生徒においてはいろいろな集団での教育的効果を得て、いわゆる「生きる力」を得ていくものと考えられます。

したがって、市独自で30人学級を進めていくことは考えておりません。今後とも教育委員会で進めています人的配置事業などを充実させ、児童・生徒一人一人に行き届いた教育を展開いたすべく努めてまいりたいと考えていく所存でございます。

○議長（原島貞夫君） 5時10分まで休憩いたします。

午後5時 休憩

~~~~~

午後5時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（宮田満君） 学校給食について2点の質問にお答え申し上げます。

御質問の1点目、野菜の購入先でございますが、市ではあきる野市の野菜を食材として使用しておりません。と申しますのは、使用量が多いことから量的に納入が不可能ということによるものでございます。なお、市の給食では立川市産のキャベツ、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市産のコマツナやホウレンソウを使用しております。

御質問の2点目でございますが、生産者との関係でございますが、生産者を特定、または把握するというにつきましては非常に困難な状況でございます。と申しますのは、野菜等の食材は入札により購入するということからくるものでございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、3項目目の福祉交通網の関連で、まずルートについてでございますが、現在計画しております福祉センター送迎バスを活用

しての試行実施は交通弱者の方々を対象に、基本的にはその方々が利用する福祉施設等への送迎を目的といたしております、ルートの設定につきましては、現在法律上の諸条件を検討している段階でございますので、送迎施設等の決定後の検討課題となっております。

なお、ルートの検討に当たりましては、福祉センター送迎バスの現在のルートが高齢者等の方の利便性を考慮して設定をされておりますので、このルートを基本に運用面での調整等を行いながら検討することとなると考えております。

次に、試行実施の見通しについてでございますが、運行に際しましては許可が必要となりますことから、申請から許可を得る期間がどの程度必要となるか、現時点では把握することができません。そのため試行実施の時期については、明言はできませんが、できる限り早く試行実施できるように努めてまいります。

次に、市民を交えたワークショップなどについてでございますが、試行実施の段階ではさまざまな課題も出てくると考えられますし、また利用者の方々からの改善要望なども寄せられると思います。これらの課題、要望等を利用される交通弱者の方々等の御意見をお聞きをしながら解決、改善し、よりよい福祉交通網をつくってまいりたいと、そのように考えております。

○生活環境部長（吉沢英治君） 4項目目のペット類の関係でございます。まず地域猫の不妊去勢手術費の関係でございますけれども、概算で雌は1万7000円から2万4000円、雄は1万円から1万4000円かかります。市負担は雌が1万2000円、雄が7000円となっております。市といたしましては、当面は現状の予算規模によりまして、地域猫制度を充実する方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地域の課題はということでございますけれども、すべての地域で順調にはいかないと思っております。地域住民の理解を深めていただくため、地域猫の会及び行政と説明会、啓発事業を重ね、地域猫制度を少しずつ広げてまいりたいというふうに考えております。

次に、ハトの関係でございますけれども、ハトのふんに含まれる細菌によりましてアレルギー等の健康被害が発生する可能性があるわけでございますけれども、このようなことで上野公園、あるいは平和公園ではえさやり防止キャンペーンが行われております。また、卵を捕獲をするということも考えられますけれども、鳥獣法により原則として禁止されております。

現在、ハトと共生していく効果的な方法はございませんが、福生ハトえさやりストップ市民の会と協力いたしまして、継続してキャンペーンを行って住民の理解を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○子ども家庭部長（町田正春君） 6項目目の小・中学生の医療費の無料化を都が実施した場合の市の負担額ということでございます。ことしの10月の実施と同じようにということで、いわゆる所得制限を設けての負担額といたしましては、推計でございますけれども、全体での助成額では1億360万円となりますので、その2分の1ということで5180万円ほどが市の負担となってくるところでございます。

○11番(奥富喜一君) それでは、3度目でもう時間がありませんので、メタボリックシンドロームの関係ですが、ちょっと質問はしていただけないので、総コレステロールの定量が廃止されるけれども、HDL、LDLなどのコレステロール値で十分であり、必ずしも必要ないというふうな見解で、基本的には潜血は大腸がんとか腎臓結石、蛋白検査で引っかかるから一般検査項目では省略が可能で、血清クレアチンは腎機能の検査で、尿蛋白検査と血圧検査で引っかかるから同じように一般検査では省略可能というふうな解釈でいくと、任意項目の誘導心電図と眼底検査項目がクリアされれば、基本的には何とか代用が可能なのかなと、ぜひこちら辺は広域連合の方で、ぜひ入れてもらうということで強く要請をしてもらえば何とか、財政的な負担はいろいろ問題が残るのでしょうかけれども、現状の健康、ちょっと形は違いますが、結果的に市民の受ける恩恵はほぼ何とかクリアできるのかなと、ただ、あくまでも目標値がすごく、50%だとかでかいので、そこら辺のクリアの問題は薬の方に逃げて、逆に健康保険の国保財政を圧迫するようなことのないように、ぜひ何らかの処置を一緒に考えていきたいというふうに考えております。

あと生活福祉の関係で、お聞きしましたけれども、実際には精神症の認定を受けていないうつ状態での就労が困難な方というのは結構いるのですよ。私が相談に乗ったケースでもかなりあります。そういったところの人に就職、就職としりをたたくということをする、より一層うつ状態がひどくなって、そこら辺はやはりもうちょっと専門的な知識で対応して、実質的な解決を図るというように努力をしてほしい。

あと相談に訪れる方というのは法的な知識は基本的にはないのですよね。周りいろいろなことを入れ知恵されて、歪んだ知識でやりますので、逆に何も知らない人だと思って丁寧に対応してもらおう。特に態度を気をつけてほしいと思うのです。そこら辺をぜひ改善というか、注意を払っていただきたいという要望にとどめておきます。

あとペットの問題、大変ありがとうございます。大変な金額的にも持ち出しされている方がたくさんおられるのですけれども、やはり団体としてが基本になる、あとはもしくはやはり市が間に入って、不正に利用されたり、それから個人的なことで消費されたりすることがあってはいけないわけですから、そこら辺を十分注意しながらも、私の近所でも結構効果は上がっているように思いますので、ぜひ地道に、8町内は特にまだ問題があるようですけれども、いろいろな町内会のところを、私も口を出せるところがあったら協力をして改善努力を図って行って、やはり猫の声に悩まされたり、犬の公害に悩まされたり、ハトの公害に悩まされないように、お互いに福生市の改善を図っていききたい、そのように考えております。

最後に、小・中学生の医療費の問題の方です。1億360万円ということで、福生市の持ち出し5180万円、でもこれは市民にとってはすごくありがたいことなのですよね。それはだから都知事はあれだけ、ああいう答えをせざるを得なかったし、そういう約束をせざるを得なかった。

そういった意味で、持ち出しは大変ですけれども、ぜひ実施の方向を推進してほしいことと、あわせて国がもともと出さないのが最大の元凶なので、国や、また東京都がやるのだったら全部もてというふうな運動をやっていただくことによって、

その浮いたお金を市民のさまざまな福利に振り向けるという相乗効果を期待して、質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月7日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後5時20分 延会